

## 東京都子供・若者支援協議会 配布資料一覧

資料名
東京都子供・若者支援協議会 次第
東京都子供・若者支援協議会 設置要綱
東京都子供・若者支援協議会 出席者名簿
【資料1】各機関の取組
【資料2】東京都若者総合相談センター「若ナビα」資料
【資料3】東京労働局資料 3-1 最近の雇用失業情勢 3-2 令和3年3月新規高等学校卒業予定者求人・求職・就職状況 3-3 令和2年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況調査 3-4 雇用調整助成金の受給額の上限を上げます(ちらし) 3-5 『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のご案内
【資料4】産業労働局資料 4-1 雇用安定化就労支援事業ちらし 4-2 新規大卒者等合同就職面接会ちらし
【資料5】福祉保健局保健政策部資料 5-1 自殺対策の強化について 5-2 ご存知ですか？ゲートキーパー(リーフレット) 5-3 最近少しお疲れ気味のあなたへ(リーフレット)
【資料6】教育相談センター資料 6-1 SNSを活用した教育相談 実施状況について 6-2 令和元年度東京都教育相談センター 相談概況
【資料7】八王子市資料 7-1 八王子市若者総合相談センター リーフレット 7-2 八王子市若者総合相談センターについて(説明資料)
【資料8】第32期東京都青少年問題協議会答申
【資料9】「若者チャレンジ応援事業」資料
【参考資料】 東京都若者総合相談センター「若ナビα」リーフレット 東京都市長会提供資料 若者の相談窓口を紹介するポータルサイト「若ぽた」
【別添】東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)当日資料

# 令和2年度 東京都子供・若者支援協議会

日時：令和3年3月3日（水曜日）

午前10時から午前11時半まで

場所：WEB開催

（都庁第一本庁舎34階 34A会議室）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

都民安全推進本部 小菅若年支援担当部長

### 3 議 題

（1）子供・若者の現状と各機関の取組について

（2）関係機関との連携について

（3）各機関からの情報提供

### 4 閉会

## 東京都子供・若者支援協議会設置要綱

平成26年 2月4日 25青総青第1072号

平成29年11月2日 29青総青第 639号

改正 令和元年 9月19日 31都安総若第245号

### (目的)

第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）  
第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者  
に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援  
協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に係り、協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）相互の情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子ども・若者の支援に係る構成機関の相互連携・協力に関すること
- (3) 子ども・若者の支援に係る調査研究、支援にあたる人材の育成及び広報啓発に関すること
- (4) 区市町村が行う子ども・若者の支援に対する支援・協力に関すること
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表第1に掲げる者
  - (2) 別表第2の構成機関が推薦する者
- 2 会長は、東京都都民安全推進本部若年支援担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する構成機関の代表者がその職務を代行する。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、構成員の追加等を行うことができる。また、有識者等を招聘して、意見を聴くことができる。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (実務者会議)

第4 協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の開催)

第5 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認める場合は、別表に掲げる構成機関以外の者を出席させ、協力を求めることができる。

(調整機関)

第6 法第21条第1項に規定する知事が指定する子供・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、東京都都民安全推進本部総合推進部とする。

2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
- (2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(秘密保持義務)

第7 第3、第4 2及び第5 2の規定により会議に出席した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

別表第1(第3(1)関係) (順不同)

	分野	構成機関
1	教育	東京都教育庁指導部長
2		東京都教育庁地域教育支援部長
3		東京都教育相談センター長
4	保健・医療・福祉	東京都福祉保健局保健政策部長
5		東京都福祉保健局少子社会対策部長
6		東京都福祉保健局障害者施策推進部長
7		東京都児童相談センター次長
8		東京都立萩山実務学校長
9		東京都立中部総合精神保健福祉センター長
10	雇用	東京都産業労働局雇用就業部長
11	青少年	東京都都民安全推進本部若年支援担当部長

別表第2(第3(2)関係) (順不同)

	分野	構成機関
12	保健・医療・福祉	東京都保健所長会
13		特別区保健所長会
14		東京都発達障害者支援センター
15		東京都民生児童委員連合会
16	矯正・更生保護等	東京保護観察所
17		東京少年鑑別所
18		多摩少年院
19		警視庁生活安全部少年育成課
20		東京都保護司会連合会
21	雇用	厚生労働省東京労働局
22		公益財団法人東京しごと財団
23	民間支援団体等	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
24		特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会
25		特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構
26	区・市	特別区長会
27		東京都市長会
28	子供・若者支援事業 受託団体	東京都若者総合相談センター

## 令和2年度 東京都子供・若者支援協議会 出席者名簿

	分野	構成機関	役職	氏名
1		東京都教育庁地域教育支援部	東京都教育庁地域教育支援部長 【代理】地域教育支援部 主任社会教育主事	梶野 光信
2		東京都教育相談センター	東京都教育相談センター長	黒崎 一朗
3	保健・医療・福祉	東京都福祉保健局保健政策部	東京都福祉保健局保健政策部長 【代理】健康推進事業調整担当課長	宮川 智行
4		東京都福祉保健局少子社会対策部	東京都福祉保健局少子社会対策部長	高野 克己
5		東京都保健所長会	東京都保健所長会会長 (東京都南多摩保健所長)	山川 博之
6		東京都立萩山実務学校	東京都立萩山実務学校長	平倉 秀夫
7		東京都立中部総合精神保健福祉センター	東京都立中部総合精神保健福祉センター長	熊谷 直樹
8		東京都発達障害者支援センター	東京都発達障害者支援センター長 【代理】主任、発達障害者地域支援マネージャー	坂田 由紀子
9		東京都民生児童委員連合会	東京都民生児童委員連合会常任協議員	小倉 孝夫
10	矯正・更生保護等	東京保護観察所	東京保護観察所長	古川 芳昭
11		東京少年鑑別所	東京少年鑑別所長 【代理】地域非行防止調整官	鬼頭 真澄
12		多摩少年院	多摩少年院長	森 伸子
13		警視庁生活安全部少年育成課	警視庁生活安全部少年育成課長 【代理】少年育成課 環境担当課長代理	中田 弘之
14		東京都保護司会連合会	東京都保護司会連合会会長	森久保 康男
15	雇用	厚生労働省東京労働局	厚生労働省東京労働局職業安定部長 【代理】職業安定部 職業安定課長代理	水野 治
16		東京都産業労働局雇用就業部	東京都産業労働局雇用就業部長 【代理】雇用就業部 就業施策調整担当課長	野呂 崇
17	民間支援団体等	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター理事長	河野 久忠
18		特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会	特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会理事長	寺出 壽美子
19		特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構	特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構 常務理事兼事務局長	伊藤 譲二
20	区・市	特別区長会	足立区子ども家庭部長 【代理】足立区子ども家庭部 青少年課長	下河邊 純子
21	子供・若者支援事業受託団体	東京都若者総合相談センター	東京都若者総合相談センター統括責任者 (社会福祉法人やまて福社会理事)	小田 智雄
22	青少年	東京都都民安全推進本部総合推進部	東京都都民安全推進本部若年支援担当部長(会長)	小菅 秀記

新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係る各機関の取組

種別		事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等
教育	東京都教育庁指導部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立学校スクールカウンセラーの追加派遣 都教育委員会は、希望する学校を対象として、スクールカウンセラーの追加派遣を行う。</li> <li>・ 臨時休業中 令和2年3月12日～令和2年3月31日 44校に59回</li> <li>・ 夏季休業日前 令和2年7月22日～令和2年8月7日 199校に358回</li> <li>・ 都民の「こころと命を守る」緊急自殺予防対策 令和3年1月4日～令和3年3月31日 364校に886回 (令和3年2月9日現在の派遣要請)</li> </ul>	—	—
	東京都教育庁地域教育支援部	—	—	—
	東京都教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態宣言下における来所相談への対応 4月時は相談形態を来所又は電話の希望選択制としたが、令和3年1月からは感染症予防対策をしたうえで、通常通り対応</li> </ul>	—	—
保健・医療・福祉	東京都福祉保健局保健政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS相談の本格実施 ・ 令和元年4月開始。運営時間：17時～22時</li> <li>・ 一斉休校明けによる相談の増加・自殺リスクの高まりを想定し、令和2年6月から回線増</li> <li>・ 「自殺防止！東京キャンペーン」の一環で8月下旬から運営時間を拡充（15時～22時）</li> <li>○ 自殺予防に関する周知 ・ 学生等を対象に大学等と連携した若年層向け講演会の開催、企業の経営者や人事担当者を対象とした若手社員やコロナ禍における働き方をテーマとした講演会を実施</li> <li>・ 都との定例懇談会に参加の大学に対し、相談窓口一覧など、自殺予防に関する情報を周知（令和2年11月）</li> <li>・ 「自殺防止！東京キャンペーン」のWeb広告実施（9月、3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS相談の充実 自殺リスクの高い相談者に対し、相談員からアプローチできる機能を追加。SNS相談から電話相談に円滑につながる体制の整備</li> </ul>	—
	東京都福祉保健局少子社会対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て家庭、妊産婦への支援 ・ 全ての子育て家庭の状況を妊娠前から把握し継続した支援を行う区市町村支援の「とうきょうママパパ応援事業」を実施。本事業においてタクシー移動に使えるチケット等感染防止に必要な物品等を配布する区市町村を支援(※)</li> <li>・ コロナ禍で不安を抱える妊産婦を対象に助産師によるオンライン相談を実施</li> <li>・ 希望する妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成、感染した方に対する専門職による支援を実施</li> <li>○ ひとり親家庭への支援 ・ ひとり親家庭支援センターにおいてひとり親からの様々な相談に対応</li> <li>・ 児童扶養手当受給世帯等に対し臨時特別給付金を支給（国制度）</li> <li>・ 今年度、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等に食料品や生活必需品を提供(※)</li> <li>○ 困難を抱える若年女性への支援 ・ 様々な困難を抱える若年女性に対し、民間団体等と連携しSNSを活用した相談や夜間の見回り等のアウトリーチ、一時的な居場所の提供等を行い、寄り添いながら支援 ※令和2年度事業</li> </ul>	引き続き、妊娠期からの切れ目ない子育て支援や保育サービスの充実に向けた取組、特に支援を必要とする子供や家庭への支援等を推進	—
	東京都福祉保健局障害者施策推進部	—	—	—
	東京都保健所長会	<p>新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等に関しては、感染者や濃厚接触者への対応の際、両親が入院して家庭で一人になってしまう子供や親とともに感染者になってしまった場合などの配慮について、関係機関と相談しつつ個別ケースに応じた対応を検討し実施してきている。</p>	引き続き、個別ケースに応じた対応を関係機関の協力のもとに実施していく	—
特別区保健所長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健康診査 各区の状況に合わせ、実施体制を整備</li> <li>乳幼児期の発育や発達、離乳食に関する健康教育は、集団開催が困難なため、ホームページやYouTubeなどを活用し情報発信</li> </ul>	—	—	

種別	事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等
東京都児童相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面接等相談対応 新型コロナウイルス感染症発生下においても、虐待通告があった際の子供の安全確認や子供や保護者との面接等相談対応について、適時適切に実施することが必要</li> <li>○LINEのビデオ通話を活用した取組 同感染症により、対面での面接が難しい場合等にLINEのビデオ通話を活用する取組の試行を、一部の児童相談所で開始（ただし、面接は対面で行うことが基本であるため、ビデオ電話は補完的に活用）</li> <li>○一時保護委託 保護者が新型コロナウイルスに感染し、自宅での養育が困難となった児童について、医療機関等に一時保護委託を行う場合の一時保護委託費の増額を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○LINEのビデオ通話を活用する取組 来年度は都立児童相談所全10所へ拡大する予定</li> </ul>	-
東京都立秋山実務学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オーダーメイド一時帰宅訓練 年3回（5月の連休・お盆・年末年始）の定期一時帰宅訓練期間を廃止し、個々のニーズに合わせて計画的に帰宅</li> <li>○借上げバスによる外出行事の継続 公共交通機関利用による感染リスクと不必要な刺激による情緒への影響を低減し、遠足などの外出行事を例年同様に実施</li> <li>○子供の帰属意識の向上 料理の出前や寮での調理にするなど生活寮の外食行事を改善。子供と大人が協力し合った手作りのホームパーティーが実施でき、寮集団への帰属意識が向上</li> <li>○対人距離の取り方の支援の向上 発達障害や被虐待の影響で対人距離を取ることが苦手な子供たちに、感染予防の観点から社会的距離を取ることがを指導。適切な対人距離を取るための支援が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供の特性に合わせた行事の見直し 時期や内容を見直し、万全な感染対策のもと子供たちの特性に合わせたより良いものへの工夫</li> <li>○睡眠時間の確保 被虐待のダメージを受けた脳の回復と免疫力の向上のため全ての子供を対象に、快適で十分な睡眠時間を提供</li> <li>○感染予防教育の充実 「マ(マスク)・キ(距離)・カ(換気)・シ(消毒)・テ(手洗い)」の5つの感染予防行動の教育（外出時の消毒用携帯ボトルの個人所有、社会的距離の取り方など）</li> </ul>	<p>（部会内容へのご意見）資料「対応した手順や取組、又は、今後実施を検討している取組、良かったこと、見えてきた課題」が参考になる。</p> <p>（その他ご意見）オンライン化等による人との関わりの減少によって、子供の共感性の成長を妨げる恐れや、ひきこもりの増加を懸念</p>
東京都立中部総合精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期・青年期相談 子供の変化に関する家庭からの相談が急増（キレやすくなった、自傷行為、ひきこもり状態など）</li> <li>○思春期・青年期家族講座 感染予防に細心の注意を払って通常どおり開催。参加者数も例年どおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期・青年期相談（電話・面接） 引き続き継続</li> <li>○思春期・青年期家族講座 引き続き継続</li> </ul>	<p>（部会内容へのご意見）さまざまな機関が共通した困難や課題を抱えていることが感じられた。</p> <p>（その他ご意見）社会生活上の制約による子供・若者への懸念（①関係諸分野の人材育成の停滞・質の低下②就労等社会経済活動の場への参加の困難③少子高齢化の加速④リアルな支援・関わりの意義の再確認⑤ICTを活用し遠方の機関との連携と相互支援）</p>
東京都発達障害者支援センター	<p>発達障害情報・支援センター（国）が行った「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う発達障害児者および家族への影響」のアンケート調査に協力。（発達障害特有のコロナ禍での困りごとや、逆に良くなったことなど）</p>	-	-
東京都民生児童委員連合会	<p>各地区民生児童委員協議会で、行政やNPOが主体となって行っているひとり親家庭等への「ランチ支援（弁当配布）」「ライス支援」への協力、小学6年生へ民生児童委員に関する案内やグッズの配布等</p> <p>その他、児童館の取組みや登下校の見守り、新1年生の下校付き添い、こんにちば赤ちゃん訪問、学校訪問のほか、課題を抱える家庭への相談支援（個別支援活動）の感染予防対策</p>	<p>地区によって子供や家庭と関わる取組みを実施する予定あり</p>	-

種別	事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等	
矯正・更生保護等	東京保護観察所	管内各地のBBS会（青少年主体の民間ボランティア団体）と連携し、保護観察対象少年等に対するともだち活動や学習支援などを、一部リモートで実施	来年度からリモートの活用を含め、寄り添い型の継続的な学習支援の実施を検討中	—
	東京少年鑑別所	在所者に対する学習支援や就労支援については感染防止対策を講じた内容に変更 犯罪非行の防止に関する研修、講演、法教育等の地域支援については、矯正施設の特性上、オンライン環境が十分に整いにくい中、オンデマンド教材を作成。また、オンラインでの関係会議の限定的実施など、オンライン環境を整備中	オンラインを用いた研修、講演、法教育や、関係機関との協議を、より積極的に実施	（部会内容へのご意見）オンラインでの個人情報取り扱いや管理対策など、関係機関の実情や、検討状況について情報提供の機会があればありがたい。
	多摩少年院	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用、就労面接の延期等に係る対応として、オンラインを活用した面接を積極的に実施</li> <li>関係機関とのケース会議、保護観察所と連携した出院後におけるフォローアップ面接をオンラインで実施</li> <li>若ナビα（東京都若者総合相談センター）の協力を得て、感染防止対策を十分講じた上で、対面での支援面接を実施 都内帰住者へは出院時に若ナビαリーフレットを配布</li> <li>NPO法人育て上げネットの協力を得て、感染防止対策を十分講じた上で出院後の就労、修学等に係る対面支援を実施</li> <li>NPO法人の協力を得て、個別学習支援を対面から通信による学習支援に変更し実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインを活用した採用面接、関係機関とのケース会議等を積極的に実施</li> <li>在院中からの継続的な支援の必要なケースについては、感染防止対策を十分に講じた上で、対面による支援面接を実施</li> <li>協力雇用主等の協力を得てビデオ方式での企業説明会を実施</li> <li>NPO法人協力による通信学習支援の実施</li> </ul>	（部会内容へのご意見）本協議会のネットワークによる、在院者及びその家族等に対する在院中からの継続的な支援の必要なケースが増加。支援依頼を円滑なものとするためにも、連絡調整部会で検討がなされたオンライン環境の整備を進めたい。
	警視庁生活安全部 少年育成課	—	—	—
	東京都保護司会連 合会	コロナ感染拡大防止のため、電話等非接触での観察形態でやらざるを得ず、主な処遇に入れない状況	—	—
雇用	厚生労働省東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止対策（窓口の飛沫防止シート設置、来所時の検温、消毒、換気）を実施</li> <li>イベントについては参加定員を制限し、対面式ディスカッションのない形式やオンライン開催など</li> </ul>	引き続き感染防止対策を講じるとともに、オンラインを活用した相談やイベントを推進	
	東京都産業労働局 雇用就業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン就職支援事業 東京しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナー、企業説明会等の支援メニューをオンラインでも提供。来所せず就職支援サービスを受けられる体制を整備</li> <li>雇用安定化就業支援事業 感染症の影響による失業者等支援のため、成長産業・人手不足分野等の企業で派遣社員としてトライアル就労の機会を提供、派遣先企業等への正社員就職を支援 東京労働局との共催開催である「若者ジョブマッチング（新規大卒者向けの合同就職面接会）」は密集状況が生じない対策を取り、マスク着用、検温、手指消毒及び清拭等の各種感染対策を講じて実施</li> </ul>	引き続き、東京しごとセンターでの「オンライン就職支援」、「雇用創出・安定化就業支援事業」（＝「雇用安定化就業支援事業」を拡充したもの）、東京労働局との共催による「若者ジョブマッチング」等を実施し、若者の就業を支援	
	公益財団法人東京しごと財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業カウンセリング 来所せずともカウンセリングが受けられるよう、電話・LINE相談に加え、オンライン（Webex）相談を実施</li> <li>セミナー 人数制限、密集状態を作らない対策を講じ開催を継続</li> <li>合同企業説明会等イベント 完全予約の二部構成、入れ替え方式を実施し、マッチングの機会を維持</li> <li>学生向け「オンライン特設サイト」の開設 就職活動に役立つセミナーや企業説明会をオンデマンド形式で配信。学生向けアルバイト情報の掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインサービスの充実</li> <li>学生向け「オンライン特設サイト」のリニューアル</li> <li>企業情報に関する相談のオンライン化</li> <li>コロナで失職した若者への企業とのマッチング機会を増やすため、企業説明会をコンパクトに受けられる「就職1day（ワンデー）トライ」を年6回開催予定。</li> <li>平日に就職活動ができない若者向けセミナーの夜間開催</li> </ul>	

種別	事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等
民間支援団体等	<p>○ 歩みを止めない若者再就職支援            コロナの影響で解雇や雇止めにあった、概ね30代までの方を3か月間雇用し、履歴書の空白や公的に援助に頼らず再就職を目指してもらうプロジェクト。若者サポートステーションの枠組みを活用して展開。</p> <p>○ 合宿型集中訓練プログラム（若者サポートステーション事業のオプションプログラム）            コロナの影響で、解雇・離職をした方で福祉に繋がり、住環境にも困窮している方向けに、宿泊+就労支援の本プログラムを福祉事務所や生活困窮者等の総合相談窓口に対して活用の有効性を周知。福祉事務所からのリファーでの利用に至った。</p>	<p>○ 高校や大学を中退し、動きが止まっている方の支援            オンライン授業の影響で友達作りを失敗したり、学業についていけず不登校となった児童・生徒に対する早期対応、ひきこもり化しないための支援の拡充</p> <p>○ サポステや総合相談窓口での早期対応への支援体制強化            雇用状況の悪化に伴い、就労支援分野の重要度が増してくるため、生活保護下から抜け出すことが困難になる層も多くなる。このような状況にならないためにも、支援体制の強化を図る（八王子若者総合相談センター：R2.11開所）</p> <p>○ 海外にルーツのある若者に対する就労自立支援の強化            コロナ禍で、海外ルーツの若者の就労環境もさらに厳しいものになっている。親や青年期の方はサポステ等を活用。児童・生徒には日本語・教科学習に力を入れていく。</p>	<p>（部会内容へのご意見）・オンラインが有効なケースとそうでないケースの検討が必要。居場所に希望を持っている利用者もいる。</p> <p>・支援の有りようが、合理的な方向に流される可能性。直接の関係性の構築も重要。場面に応じた有効な活用法の検討が必要。</p> <p>・オンライン相談は、セキュリティ問題が課題。</p> <p>（その他ご意見）・コロナ禍における支援は、重層的な支援が必要。しかし普段の現場的な付き合いが無い状況だと、互いにどのような支援を実施しているのか理解できていないのが現状。連携を果たしていく上では、現場レベルの繋がりと、リアルな情報が行き届くことが重要と考える。情報を行き届かせるためには、ハブ的な機能も必要。各支援機関の詳しい情報を広く収集・発信する機能があると良い。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設の退所予定者について、大学への不応適や友達作りなどの悩みを聞きながら、一人暮らしを順調に進められるよう支援</li> <li>休校解除後に不登校が続く、卒業が難しくなってきた高校生の支援。成育歴や家族関係の課題を踏まえた支援</li> <li>生活保護を受け、この1年就労困難の状態が続いている若者もいる。</li> <li>家庭に居場所のない女子がSNSにヘルプを発信すると、たちまち何通もの返信や車で迎えに来る。</li> <li>港区不登校高校生の保護者対象の講演会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港区不登校高校生の保護者対象の講演会</li> </ul>	<p>（その他ご意見）・警視庁の少年センターや法務少年支援センターなど、発達障がいのある少年の更生担当心理職を置き少年の立ち直り支援への充実について検討をお願いしたい。</p> <p>・高校生の不登校・ひきこもりと保護者への支援の充実を都として区市の自治体への啓発をお願いしたい。</p>
	<p>矯正施設在在者との外部関係者との直接の接触を制限される場合があるため、保護観察所・矯正施設間に導入されているテレビ遠隔通信システムを活用した就労相談面接や事業者との採用面接を実施。オンライン面接は、非言語的な情報等が対面での面接のようには得られにくいことに留意する必要がある。</p>	<p>事業主や対象者とのオンライン化に向けて必要な機器の整備を行う予定</p>	<p>（部会内容のご意見）・社会参加の経験がないまま年齢を重ねることのリスクは社会にとっても大きく、支援が途絶えないような様々な方法を模索する必要があると改めて認識することができた。</p>

種別	事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等
特別区長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども食堂支援 ガイドライン配布。開催時の注意点等各団体の判断材料として活用</li> <li>○ 児童養護施設への支援（子どもたちの自立支援） 施設入所の子どもたちの経験・体験機会がほとんどなくなったことから、区内民間企業（ベビーアクセサリメーカー）とのマッチングを実施。企業代表者がボランティア団体を立ち上げ、児童養護施設の子どもたちの自立を支援する「足立おせっかい子育てプロジェクト」を令和2年11月から開始。小物づくりのワークショップや子ども向けビジネス学校講座を月に2回開催</li> <li>○ 子どもの学習・生活支援事業 中学校の休校期間中は原則事業を休止したもののオンライン学習を継続。また、家庭の事情で食事支援が必要な生徒に対しては、弁当を配付・宅配</li> </ul>	—	<p>（その他ご意見）中学校から高校へつなぐ仕組の構築 高校で支援が必要と考える子どもの情報が中学校からほとんどなく、教員やY S Wによる支援が遅れてしまうことが多いため、次の仕組の構築を希望する。①都教育委員会と区教育委員会とが協力して、支援が必要な子どもたちの情報を、中学校から進学先の高校へ渡せる仕組み、②高校から中学校への卒業生の情報をフィードバックする仕組み</p>
区・市	<p>【昭島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂又は在宅の子ども及びその保護者を対象に宅食配食事業を行う民間団体に対し、その経費の一部を補助</li> </ul> <p>【小平市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国のコロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、自活する児童養護施設退所者等で要件を満たす者へ、1人につき10万円の特別給付金を給付。また、その後継続して要件を満たす者については1人につき10万円の特別給付金を再給付。</li> </ul> <p>【狛江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生生活・学業等応援給付金（要件を満たした世帯の子供1人につき5万円給付）</li> </ul> <p>【立川市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路に悩む小・中学生や進路変更を検討している高校生、その保護者の方らを対象に都立、私立の通信制・定時制の合同学校相談会、講演会を感染症対策を踏まえ開催</li> </ul> <p>【多摩市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりに関する講演会を実施。講演会の動画配信を令和3年1月から開始</li> </ul> <p>【調布市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調布っ子応援プロジェクト～調布の子どもたちへの食と学びの支援事業～」 子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、商工会・商店会等との連携により、商品券を送付。</li> <li>・「調布っ子応援プロジェクト第2弾～給食米による子どもの食の応援事業～」 ひとり親家庭等を対象に実施。該当の子ども1人につき5kgの給食米を配布（令和2年6月～10月）対象は約2,000世帯、約3,150人。余剰分については市内児童養護施設やフードバンク等に配布</li> </ul> <p>【八王子市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂補助（グループによる食料配布活動） 食品配布活動について、単独ではなく複数団体による活動に対して市が独自に補助金を交付</li> <li>・臨時学生等雇用促進奨励金 収入に影響を受けた学生及び生活に困窮している若者の就業を支援するとともに、学生の修学の継続、若者の生活の安定及び地域経済の活力の維持増大を図るため、新規で学生等を雇用する事業者へ奨励金を交付</li> </ul> <p>【府中市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19歳から29歳の市民及びその親族を対象に、コロナ禍における家族間コミュニケーションに関するオンラインセミナーを開催</li> </ul>	—	<p>（その他ご意見）</p> <p>【八王子市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の若者の実態把握について、報道内容と支援現場とでギャップがあり、支援現場で分野によって実態が異なっており、状況の把握が困難な状況となっている。国及び都による若者に関する実態調査を希望</li> </ul> <p>【羽村市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会や相談会等の延期・中止が多い中、当市では講演会は中止したものの、相談会はコロナ禍でも悩みを抱えている若者にとっては相談できる機会が必要だろうとの判断から、予約制とし密にはならないよう配慮した上で実施</li> </ul>

種別	事項1 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で子供・若者支援に係るこれまでの取組等	事項2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応で今後予定している取組等	連絡調整部会の内容についての意見/その他意見等
子供・若者支援事業受託団体 <b>東京都若者総合相談センター</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状 4月の緊急事態宣言以降、将来への漠然とした不安、今後の就職活動への不安、オンライン授業への戸惑いなど、コロナに関連した悩みは現在も寄せられている。また、在宅が増えたことによる親子関係の相談や希死念慮のある相談が今年の秋以降増加しており、コロナ禍の長期化に伴う悩みの変化も見受けられる。相談者の中には、相談にためらう方も見受けられるため、相談することに慣れていない若者が、必要な支援機関等に繋がらないうちに動けなくなってしまうことを懸念。引き続き状況の経過を注視したい。</li> <li>○ コロナ禍における対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談：4月の緊急事態宣言下においては、予約の延期や電話・メール等に対応。同行支援も訪問先の状況に応じ対応 緊急事態宣言解除後の5月からは感染対策を十分図りながら継続実施。関係機関等への同行支援についても同様</li> <li>・連携体制の構築・強化のための関係機関への訪問 各地域における援助方針会議等への参加やネットワーク作りのための周知活動など、区市町村や関係機関・団体等の状況に応じて感染対策を十分取りながら適宜訪問</li> </ul> </li> <li>○ 若ナビaの周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村向け研修会、地域でのネットワーク会議等への参加</li> <li>・（都事業）Web広告、ポスター・リーフレット・カード配付、イベント（若チャレ）参加、SNSによる情報発信など</li> </ul> </li> <li>○ SNS相談若者が気軽に利用しやすいツールであるLINEを活用した相談を開始（令和2年6月～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、十分な感染対策を行いながら適切に対応</li> <li>・オンライン相談の開始（事前予約制）</li> <li>・コロナの状況をみながら、区市町村や関係機関・団体等への訪問や各地域での連絡会、研修会などに参加し、連携体制の構築を図る。</li> <li>・支援連携を深めながら、各機関の特性や地域の若者の現状など情報収集を図り、支援ネットワークを通じて情報の共有を図る。</li> <li>・若者の悩みを取りこぼすことなく、早期に受けとめられるよう周知や啓発等を図っていく。</li> </ul>	（その他ご意見） <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支援機関とのネットワーク作り（顔の見える関係）</li> <li>・オンライン相談の効果的な運用</li> <li>・効果的な時期を捉えた広報啓発</li> </ul>

## 〔概要〕

幅広い分野にまたがる若者の悩みの一次的受け皿として、若者やその家族等からの相談を受け付け、若者の状況に応じて、就労や保健、医療など、適切な支援機関につなぐ

## 〔対象〕

概ね18歳以上の若者とその家族、支援者等  
ただし、義務教育終了後で、非行歴のある若者と他の支援機関より引継ぎ依頼のあった場合は対象

## 〔主なツール〕

- ◇ **電話相談** ☎ 03-3267-0808 月～土（年末年始を除く）11:00～20:00
- ◇ **メール相談**（24時間受付）
- ◇ **LINE相談**（友だち登録が必要） 月～土（年末年始を除く）11:00～20:00
- ◇ **来所相談**（事前予約制）

# 若ナビα の相談実施状況

〔令和元年度〕

年間延べ相談件数：8,039件（電話：7,172件、メール：683件、来所：184件）

〔令和2年度〕

※令和2年12月現在 前年度同時期との比較

項目	令和元年度	令和2年度	前年度比
電話	4,919	4,043	-876
メール	278	328	50
LINE	0	996	996
来所	126	135	9
計	5,323	5,502	179

東京都若者総合相談センター



# コロナ禍における若者の現状

## ○ 相談内容の質の変化

- ・ 在宅時間が増えたことによる親子関係の相談や希死念慮のある相談の増加
- ・ 相談件数の減少傾向（秋頃～）
  - ・・・コロナ禍の長期化による心身不調の活動層への広がり
  - 相談することに慣れていない若者のエネルギーダウンなど

### 〔コロナを要因とする相談事例〕

- ・ コロナの影響で就職活動が思うようにできず、不安になる。
- ・ ずっと家にいて、疲れ切ってしまった。何もやる気がおきない。
- ・ オンライン授業が続き、ストレスが溜まっている。
- ・ コロナの影響で解雇になった。就活が進まない。
- ・ コロナで長期間、人との会話がなく元の生活に戻れるか不安だ。



東京都若者総合相談センター

若ナビ 

# コロナ禍における対応等

〔コロナ禍における対応〕

- ◇ **来所相談**：4月の緊急事態宣言下・・・予約の延期や電話・メール等で対応  
緊急事態宣言解除後の5月～・・・感染対策を十分図りながら継続実施  
関係機関等への同行支援についても同様

- ◇ **連携体制の構築・強化のための関係機関への訪問**

各地域における援助方針会議等への参加、ネットワーク作りのための周知活動など、区市町村や関係機関・団体等の状況に応じて感染対策を十分取りながら適宜訪問

〔今後の取組〕

- ◇ **オンライン相談**（事前予約制）
- ◇ **支援ネットワーク作り**の更なる促進
- ◇ 支援ネットワークを通じた**情報の共有化**
- ◇ 早期に相談につなぐための**広報啓発**



東京都若者総合相談センター

**若ナビ**

# 若ナビαの周知

- 支援連携構築のための周知  
区市町村向け研修会、各地域における援助方針会議等への参加  
関係機関への個別訪問
- 広報・啓発（都事業）
  - ・ Web広告
  - ・ 関係機関へのポスター・リーフレット配布
  - ・ 全高校生への周知カード配付
  - ・ イベント（若チャレ）への参加
  - ・ SNS（LINE、Twitter）による情報発信



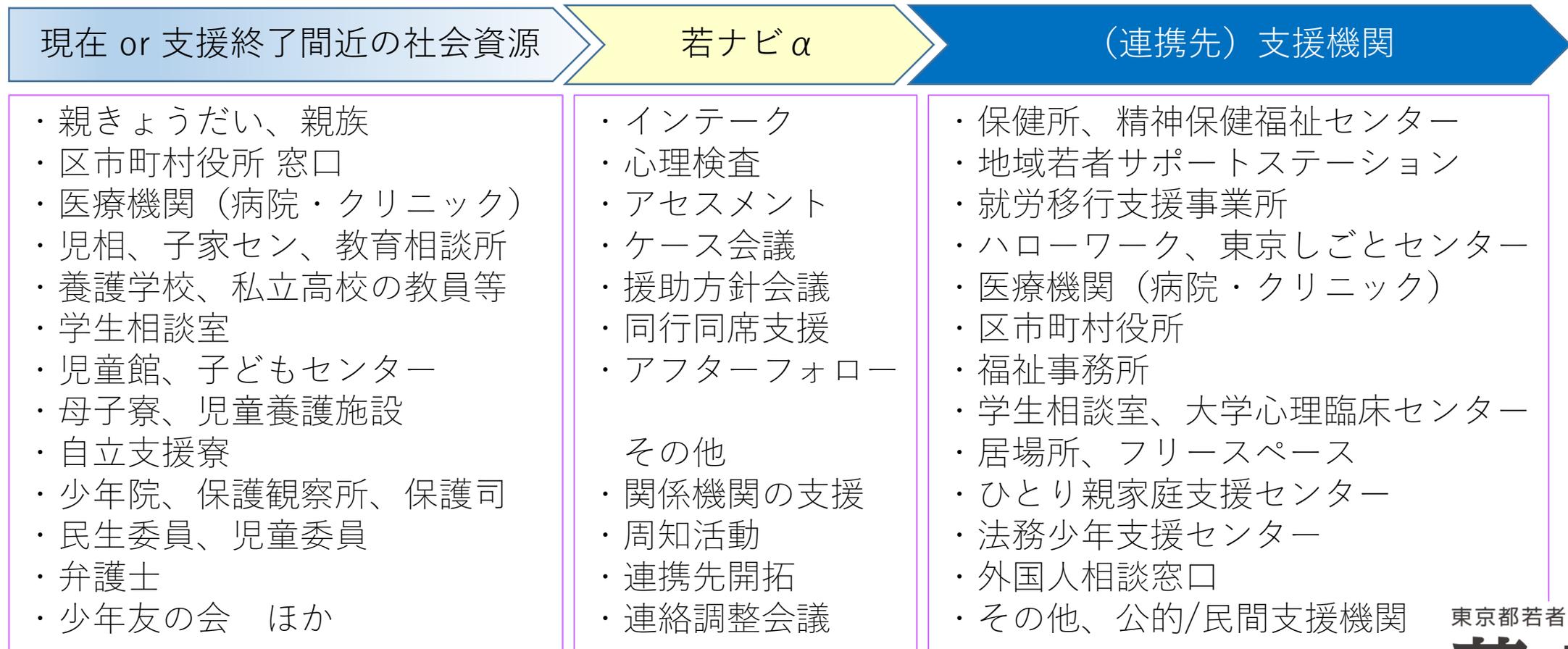
1/30、2/6、2/13実施

若チャレ特設サイト→



# 〔参考〕支援連携の流れ

- 複合的な課題をもつ相談者の支援には、多機関連携が有効
- 1人の相談者のために、オリジナルの支援ネットワークをカスタマイズ



## 最近の雇用失業情勢 (令和元年12月～令和2年12月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効 求職者数	④ 月間有効 求人数	⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	全 国		南 関 東	
					全 国	東京都	全 国	東京都			⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑫完全失業率
平成 29年度	38,361 (▲ 3.4)	127,982 (▲ 0.7)	176,722 (▲ 2.6)	369,658 (0.0)	2.29 (0.21p)	3.34 (0.10p)	1.54 (0.15p)	2.09 (0.05p)	10,441 (▲ 4.4)	14,015 (▲ 5.8)	183 (▲ 20)	2.7 (▲ 0.3p)	59 (▲ 5)	2.9 (▲ 0.3p)
平成 30年度	36,237 (▲ 5.5)	124,442 (▲ 2.8)	169,902 (▲ 3.9)	362,450 (▲ 1.9)	2.42 (0.13p)	3.43 (0.09p)	1.62 (0.08p)	2.13 (0.04p)	9,760 (▲ 6.5)	12,973 (▲ 7.4)	166 (▲ 17)	2.4 (▲ 0.3p)	51 (▲ 8)	2.5 (▲ 0.4p)
令和 元年度	35,034 (▲ 3.3)	119,080 (▲ 4.3)	169,505 (▲ 0.2)	347,388 (▲ 4.2)	2.35 (▲ 0.07p)	3.40 (▲ 0.03p)	1.55 (▲ 0.07p)	2.05 (▲ 0.08p)	8,400 (▲ 13.9)	11,440 (▲ 11.8)	162 (▲ 4)	2.3 (▲ 0.1p)	49 (▲ 2)	2.3 (▲ 0.2p)
平成 30年計	36,663 (▲ 6.2)	124,772 (▲ 3.9)	170,778 (▲ 4.3)	363,438 (▲ 2.3)	2.39 (0.15p)	3.40 (0.08p)	1.61 (0.11p)	2.13 (0.05p)	9,910 (▲ 5.8)	13,162 (▲ 7.7)	166 (▲ 24)	2.4 (▲ 0.4p)	51 (▲ 8)	2.5 (▲ 0.4p)
令和 元年計	35,375 (▲ 3.5)	123,458 (▲ 1.1)	169,356 (▲ 0.8)	355,472 (▲ 2.2)	2.42 (0.03p)	3.49 (0.09p)	1.60 (▲ 0.01p)	2.10 (▲ 0.03p)	9,001 (▲ 9.2)	12,116 (▲ 7.9)	162 (▲ 4)	2.4 (0.0p)	49 (▲ 2)	2.3 (▲ 0.2p)
令和 2年計	34,958 (▲ 1.2)	89,266 (▲ 27.7)	183,938 (8.6)	266,790 (▲ 24.9)	1.95 (▲ 0.47p)	2.55 (▲ 0.94p)	1.18 (▲ 0.42p)	1.45 (▲ 0.65p)	5,905 (▲ 34.4)	8,194 (▲ 32.4)	※			
令和元年 12月	26,955 (3.9)	126,140 (10.1)	157,402 (▲ 0.3)	354,945 (▲ 2.1)	2.44 [0.06p]	3.69 [0.29p]	1.57 [0.00p]	2.08 [0.01p]	7,985 (▲ 9.1)	10,818 (▲ 6.9)	145 (▲ 14)	2.2 [0.0p]		(全国 2.2 ▲0.2p)
令和2年 1月	38,389 (0.9)	107,980 (▲ 18.4)	161,576 (1.7)	338,859 (▲ 5.9)	2.04 [▲ 0.40p]	2.77 [▲ 0.92p]	1.49 [▲ 0.08p]	1.96 [▲ 0.12p]	6,124 (▲ 26.0)	8,287 (▲ 21.9)	159 (▲ 7)	2.4 [0.2p]		
2月	33,402 (▲ 5.9)	110,231 (▲ 12.3)	162,769 (0.7)	335,986 (▲ 7.9)	2.22 [0.18p]	3.14 [0.37p]	1.45 [▲ 0.04p]	1.96 [0.00p]	6,784 (▲ 26.4)	9,620 (▲ 22.8)	159 (3)	2.4 [0.0p]	50 (0)	2.4 (0.0p)
3月	34,068 (▲ 6.4)	111,518 (▲ 10.3)	166,814 (▲ 1.2)	324,111 (▲ 12.7)	2.26 [0.04p]	3.37 [0.23p]	1.39 [▲ 0.06p]	1.87 [▲ 0.09p]	7,710 (▲ 25.5)	11,094 (▲ 21.0)	176 (2)	2.5 [0.1p]		(全国 2.4 0.0p)
4月	36,818 (▲ 20.1)	68,961 (▲ 42.6)	168,970 (▲ 5.4)	276,104 (▲ 22.7)	1.85 [▲ 0.41p]	2.52 [▲ 0.85p]	1.32 [▲ 0.07p]	1.73 [▲ 0.14p]	4,793 (▲ 52.3)	6,739 (▲ 50.3)	189 (13)	2.6 [0.1p]		
5月	30,295 (▲ 19.3)	70,759 (▲ 40.2)	165,928 (▲ 7.5)	236,782 (▲ 32.4)	1.88 [0.03p]	2.57 [0.05p]	1.20 [▲ 0.12p]	1.55 [▲ 0.18p]	2,990 (▲ 68.1)	4,544 (▲ 64.1)	198 (33)	2.9 [0.3p]	66 (15)	3.2 (0.8p)
6月	44,780 (29.8)	99,482 (▲ 19.6)	180,485 (2.5)	231,969 (▲ 33.9)	1.72 [▲ 0.16p]	2.18 [▲ 0.39p]	1.11 [▲ 0.09p]	1.35 [▲ 0.20p]	5,557 (▲ 39.9)	7,547 (▲ 39.0)	195 (33)	2.8 [▲ 0.1p]		(全国 2.8 0.4p)
7月	37,494 (0.5)	77,336 (▲ 36.5)	191,085 (9.3)	238,225 (▲ 32.8)	1.72 [0.00p]	2.10 [▲ 0.08p]	1.08 [▲ 0.03p]	1.29 [▲ 0.06p]	6,184 (▲ 32.8)	8,390 (▲ 33.2)	197 (41)	2.9 [0.1p]		
8月	31,791 (▲ 0.3)	74,987 (▲ 37.0)	199,174 (16.3)	238,049 (▲ 32.1)	1.82 [0.10p]	2.25 [0.15p]	1.04 [▲ 0.04p]	1.22 [▲ 0.07p]	5,687 (▲ 31.5)	7,751 (▲ 30.7)	206 (49)	3.0 [0.1p]	70 (22)	3.3 (1.0p)
9月	34,202 (0.1)	94,404 (▲ 19.1)	201,797 (19.1)	237,471 (▲ 31.6)	2.02 [0.20p]	2.74 [0.49p]	1.03 [▲ 0.01p]	1.19 [▲ 0.03p]	5,753 (▲ 31.5)	8,061 (▲ 29.0)	210 (42)	3.0 [0.0p]		(全国 3.0 0.7p)
10月	39,458 (11.4)	88,746 (▲ 36.3)	207,972 (22.2)	247,698 (▲ 29.9)	1.82 [▲ 0.20p]	2.16 [▲ 0.58p]	1.04 [0.01p]	1.19 [0.00p]	6,679 (▲ 27.7)	9,149 (▲ 26.6)	215 (51)	3.1 [0.1p]		
11月	30,871 (0.7)	79,669 (▲ 30.2)	204,680 (23.5)	249,558 (▲ 29.0)	2.02 [0.20p]	2.41 [0.25p]	1.06 [0.02p]	1.19 [0.00p]	6,298 (▲ 24.9)	8,585 (▲ 24.0)	195 (44)	2.9 [▲ 0.2p]	※	
12月	27,930 (3.6)	87,114 (▲ 30.9)	196,002 (24.5)	246,668 (▲ 30.5)	2.07 [0.05p]	2.44 [0.03p]	1.06 [0.00p]	1.16 [▲ 0.03p]	6,304 (▲ 21.1)	8,556 (▲ 20.9)	※			

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分及び年分は原数値である。

(季節調整値は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の( )内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の[ ]内は、前月との比較(比率)である。

3 新規・有効求人数、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑪⑫欄は、南関東(東京、埼玉、千葉、神奈川)及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、平成27年国勢調査結果を基準とする新基準で週及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

7 ※は公表の翌月に記載。

### 令和3年3月新規高等学校卒業予定者求人・求職・就職状況 (令和2年10月末日現在)

昨年9月末日比で、求人数は25.1%減少、求人倍率は1.48ポイント低下、内定率は6.1ポイント低下したが、それぞれ減少・低下幅はリーマンショック時ほどではない。

(平成21年9月末日対前年比：求人数は46.5%減少、求人倍率は2.52ポイント低下、内定率は12.0ポイント低下)

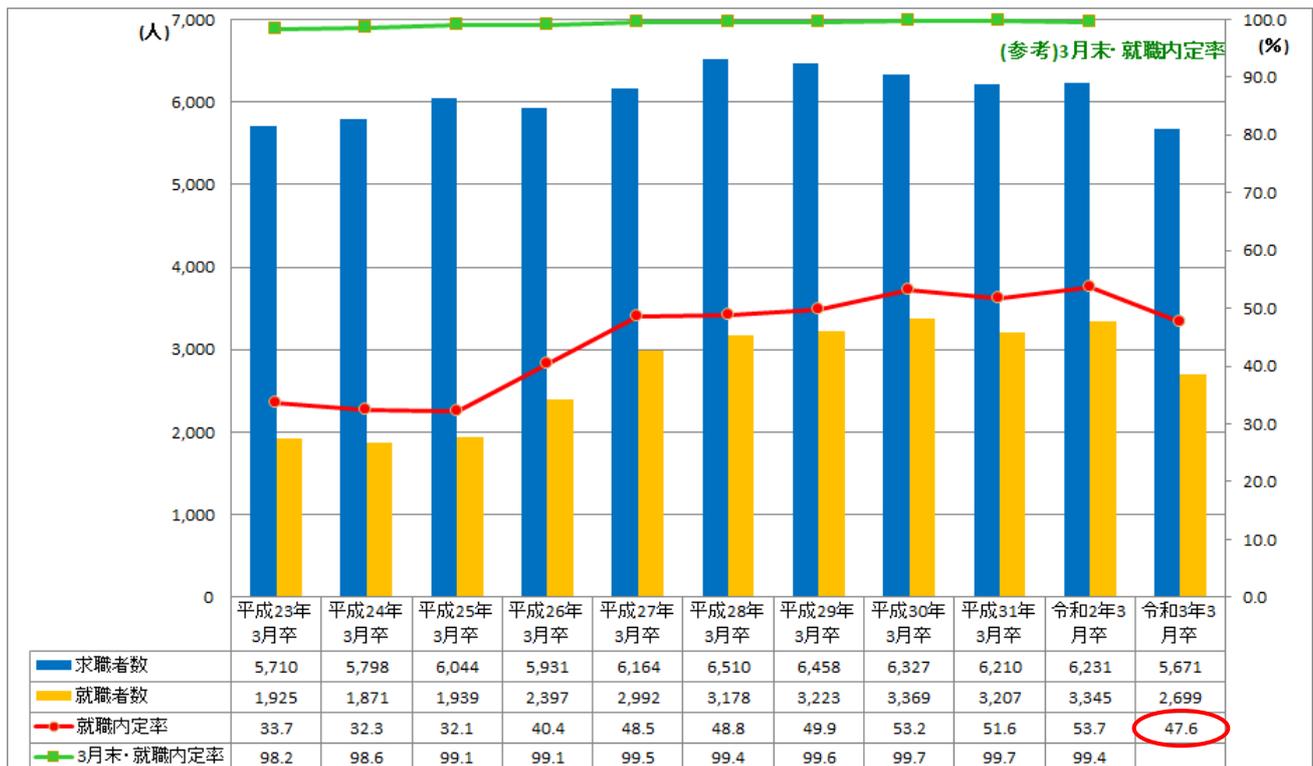
高校	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率	⑥ 就職内定率	
					(④/②)	(③/②)	
合	令和3年3月卒	105,558	5,671	2,699	38,888	6.86	47.6
	令和2年3月卒	104,099	6,231	3,345	51,949	8.34	53.7
計	対前年増減比	1.4	▲9.0	▲19.3	▲25.1	▲1.48 p	▲6.1 p
男	令和3年3月卒	52,508	3,415	1,713			50.2
	令和2年3月卒	51,398	3,722	1,990			53.5
	対前年増減比	2.2	▲8.2	▲13.9			▲3.3 p
女	令和3年3月卒	53,050	2,256	986			43.7
	令和2年3月卒	52,701	2,509	1,355			54.0
	対前年増減比	0.7	▲10.1	▲27.2			▲10.3 p

(注) ①卒業予定者数は、「求職動向報告(学報3号)」(令和2年5月15日現在:東京労働局調べ)による。

②求職(雇用)者数は、学校又は安定所の紹介による就職を希望するものをいう。

※安定所で受理した求人状況と、高等学校から安定所に報告された求職・就職状況を取りまとめたもの。

### 9月末現在の求職・就職者数・就職内定率の推移(東京労働局)



※令和3年3月卒は10月末日現在の数値である。

令和2年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の  
就職内定状況調査（12月1日現在）について

資料3-3

令和2年12月1日現在 文部科学省・厚生労働省調査

調査校は、大学62校、短大20校、高専10校、専修学校20校の計112校である。

なお、就職内定率とは、就職希望者に対する現時点での就職内定者の割合である。

また、( )内は前年度同期調査からの増減値(▲は減少)である。

[全体]

区 分	就職希望率	就職内定率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R2.4.1現在)
大 学	79.0% ( ▲ 0.4 )	82.2% ( ▲ 4.9 )	98.0%
うち 国公立	57.1% ( ▲ 0.9 )	87.8% ( ▲ 1.9 )	98.2%
私 立	89.8% ( ▲ 0.2 )	80.4% ( ▲ 5.9 )	97.9%
短 期 大 学	82.1% ( ▲ 5.0 )	57.6% ( ▲ 14.4 )	97.0%
高 等 専 門 学 校	60.3% ( 1.5 )	97.1% ( ▲ 1.6 )	100.0%
計	77.9% ( ▲ 0.7 )	80.6% ( ▲ 5.6 )	98.0%
専修学校(専門課程)	92.3% ( ▲ 0.4 )	64.4% ( ▲ 11.7 )	96.8%
専修学校(専門課程) を含めた総計	79.2% ( ▲ 0.7 )	78.9% ( ▲ 6.2 )	97.8%

[男子]

区 分	就職希望率	就職内定率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R2.4.1現在)
大 学	74.0% ( ▲ 0.2 )	80.4% ( ▲ 5.4 )	97.5%
うち 国公立	49.2% ( ▲ 0.5 )	84.9% ( ▲ 3.0 )	97.9%
私 立	87.2% ( ▲ 0.1 )	79.0% ( ▲ 6.2 )	97.4%
高 等 専 門 学 校	60.3% ( 1.5 )	97.1% ( ▲ 1.6 )	100.0%
計	72.2% ( ▲ 0.1 )	82.1% ( ▲ 5.1 )	97.8%
専修学校(専門課程)	91.1% ( 1.1 )	58.8% ( ▲ 13.8 )	96.3%
専修学校(専門課程) を含めた総計	73.8% ( 0.1 )	79.8% ( ▲ 5.9 )	97.6%

[女子]

区 分	就職希望率	就職内定率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R2.4.1現在)
大 学	85.9% ( ▲ 0.7 )	84.3% ( ▲ 4.3 )	97.5%
うち 国公立	69.6% ( ▲ 1.6 )	91.1% ( ▲ 0.6 )	97.9%
私 立	93.1% ( ▲ 0.3 )	82.1% ( ▲ 5.5 )	97.4%
短 期 大 学	82.1% ( ▲ 5.0 )	57.6% ( ▲ 14.4 )	100.0%
計	85.1% ( ▲ 1.6 )	79.0% ( ▲ 6.2 )	97.8%
専修学校(専門課程)	93.6% ( ▲ 1.8 )	69.8% ( ▲ 9.6 )	96.3%
専修学校(専門課程) を含めた総計	86.0% ( ▲ 1.6 )	78.0% ( ▲ 6.5 )	97.6%

[大学 文理別就職内定率]

区 分		文 系		理 系	
大 学 う ち	大 学	81.3%	( ▲ 5.6 )	86.0%	( ▲ 2.1 )
	国公立	88.0%	( ▲ 1.2 )	87.3%	( ▲ 3.7 )
	私立	79.7%	( ▲ 6.6 )	85.1%	( ▲ 1.0 )

[大学 地域別就職内定状況]

地 域	就 職 内 定 率	地 域	就 職 内 定 率
北海道・東北地区	84.0% ( ▲ 5.0 )	近畿地区	82.5% ( ▲ 5.8 )
関東地区	83.4% ( ▲ 5.3 )	中国・四国地区	79.6% ( ▲ 1.8 )
中部地区	80.2% ( ▲ 5.4 )	九州地区	79.8% ( ▲ 2.9 )

# 雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます

(1人あたり日額 8,330円 ⇒ 15,000円)

企業規模にかかわらず、  
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を  
10/10 (100%) に拡充します

- **令和2年4月1日から9月30日までの期間**を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます（裏面へ）
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

<様式はこちら>



## 「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）
- ・ 賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

（裏面へつづく）

# 追加支給について

## 支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額（追加支給分）も含めて支給します

※ 審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

## すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します  
差額（追加支給分）は令和2年7月以降順次にお支払しますので、  
今しばらくお待ちください

## 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し） 従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください  
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」  
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」  
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

<様式はこちら>



現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせを  
いただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」  
までご連絡ください。

### 申請・お問い合わせ先

#### 都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）  
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

## 『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

## 給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

$$\underbrace{\text{休業前の1日あたり平均賃金}}_{\text{① 1日あたり支給額 (11,000円が上限)}} \times 80\% \times \left( \underbrace{\text{各月の日数 (30日又は31日)}}_{\text{② 休業実績}} - \text{就労した日数} - \text{労働者の事情で休んだ日数} \right)$$

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。  
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

## 支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

- ① 令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者**
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象となります。

- ※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。
- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
  - ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。)

## 申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。（事業主経由での申請も可能です。）

- 【必要書類】** (1) 支給申請書 (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）  
(3) 本人確認書類（免許証の写しなど） (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）  
(5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）

**※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、下記厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置  
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

## 対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月から緊急事態宣言が 全国で解除された月の翌月末までの期間 ※現行の緊急事態宣言を前提とすると4月末まで	対象期間の末日の属する月の3ヶ月後の末日 ※対象期間が4月末までの場合、7月末

※ **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）

※ 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

- ・ **10/30に公表したリーフレットの対象となる方（※）**  
→ **令和3年3月31日（水）** までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
- ・ **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**  
→ 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（※）・ いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方  
・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合  
・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週●日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

## お問い合わせ

- **休業支援金の詳細な申請方法等についてのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ**  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ & Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト  
（下記URL）に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



- **総合労働相談コーナーのご案内**

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、休業手当の未払い、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>





東京都

雇用安定化 就業支援事業

就活チャンス

TRY!

正社員になれるチャンス到来!

事業  
期間2020年9月28日(月)~  
2021年3月31日(水)申込  
締切

2021年2月19日(金)まで

## 雇用安定化就業支援事業とは?

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めにより、  
離職を余儀なくされた方を東京都がサポート。成長産業・人手不足  
分野等の都内企業で、派遣社員として約1カ月の「トライアル就労」の  
機会を提供、その後に派遣先企業への正社員就職を目指す事業です。

東京都の  
全面サポート!!

お申し込みはこちら 雇用安定化就業支援事業事務局

0120-997-504

ADE.JP.shukatu-try@jp.adecco.com

受付時間:平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル  
<https://shukatu-try.tokyo>

雇用安定化就業支援事業

※事業内容のお問合わせにつきましては、お電話でも承ります。  
※お電話でのお問合わせの際、お掛け間違いのないようお気をつけてください。



東京都



## 当事業参加の3つのポイント

ポイント  
**01**

派遣社員として16日間のトライアル就労(有給)が可能

ポイント  
**02**

キャリアアドバイザー等がトライアル就労～正社員就業までサポート

ポイント  
**03**

トライアル就労中は「いつでも」「どこでも」受講可能なeラーニングを実施

## 参加対象

正社員として  
就業していない方

派遣社員として  
16日間(約1ヵ月)の  
勤務が可能なる方

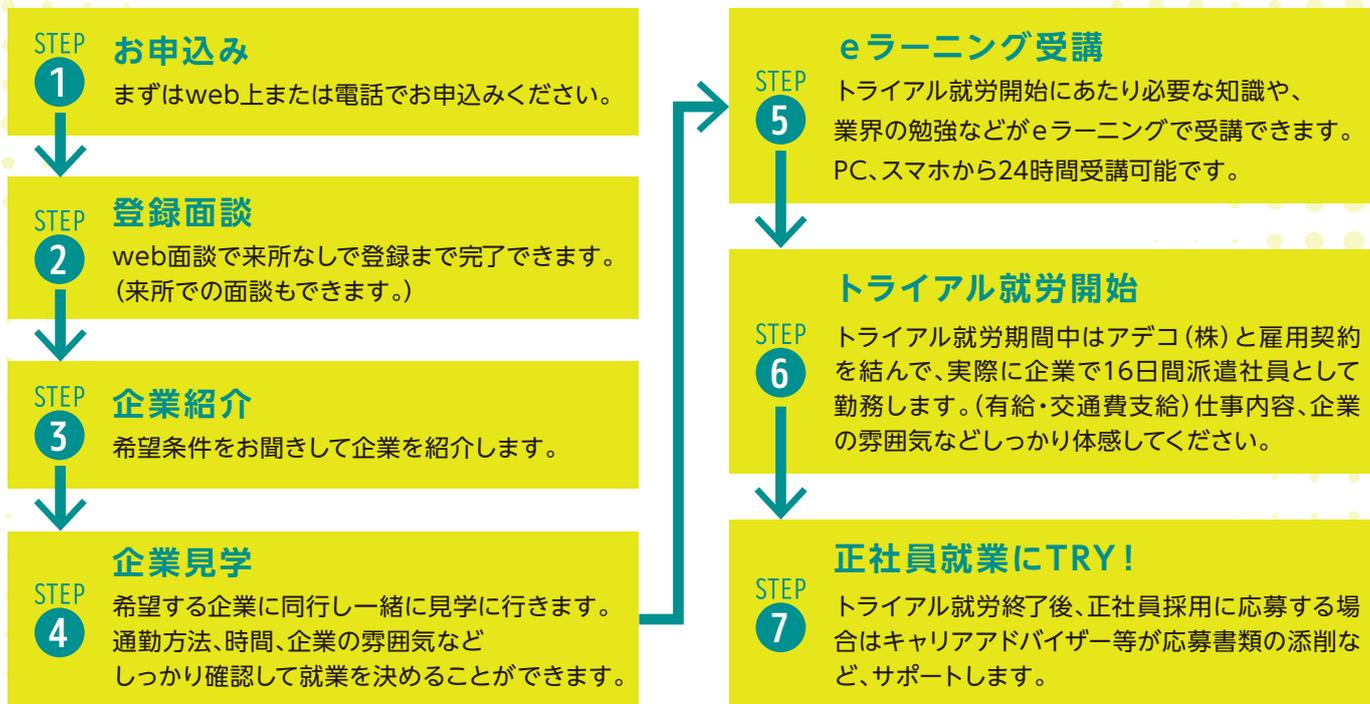
早期の正規雇用を  
希望する方

東京都内での  
就職を希望する方  
(通勤圏内に在住の方)

## 募集職種

「事務職」「営業職」「IT技術職」「介護職」など、未経験からチャレンジできる求人やスキルアップ求人を多数ご用意しております。\*ご要望や参画企業の状況によっては、就業先をご紹介できない場合がございます。

## お申し込みから就業までの流れ



お申し込みはこちら 雇用安定化就業支援事業事務局

※事業内容のお問合せにつきましては、お電話でも承ります。  
※お電話でのお問い合わせの際、お掛け間違いのないようお気をつけてください。



**0120-997-504**

受付時間: 平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル  
<https://shukatu-try.tokyo>



[ADE.JP.shukatu-try@jp.adecco.com](mailto:ADE.JP.shukatu-try@jp.adecco.com)

雇用安定化就業支援事業



東京都



東京都では就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様にご理解とご協力をお願いしています。詳細は、「TOKYOはたらくネット」<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。

※当事業は東京都より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

26社  
参加予定!

新規大卒者等

## 合同就職面接会

2021.2.10 (水)

事前  
予約制

履歴書がない方も参加可能! 企業から説明を聞くだけでもOKです!

第一部 12:00~14:00 (受付時間11:30~13:30)

第二部 15:00~17:00 (受付時間14:30~16:30)

※お時間に余裕をもってお越しください。

申込方法  
(要予約)

- 東京新卒応援ハローワークに**来所**もしくは**お電話**のうえお申し込みください。

## 【来所の場合】

窓口にて、「参加申込書・同意書」にご記入ください。控えをお渡ししますので、お渡した控えを面接会当日会場に必ず持参してください。

## 【電話の場合】

お電話による申込みの後、東京新卒応援ハローワークより「参加申込書」及び「同意書」をご郵送します。ご記入の上、原本を面接会当日会場に必ず持参してください。

## 申込み期間

1月21日(木)から2月4日(木)17:00まで

※定員に到達した場合、期間の途中でも締め切りとなります。

先着順となりますので、お早めにお申し込みください!

## 定員

計180名(第一部、第二部 各90名)

## 参加対象者

2021年3月 大学院・大学・短大・高専・専修学校(専門課程)等卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の既卒者

※参加申込みにあたり、ハローワークへの求職登録が必要です。登録していない方は、事前に東京新卒応援ハローワークにご相談ください。

## 参加企業

26社

※企業一覧は東京労働局ホームページに掲載



東京労働局HP(ホーム>ニュース & トピックス>イベント)>「新規大卒者等合同就職面接会」参加企業決定のお知らせ

## 申込み先

東京新卒応援ハローワーク

〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル21F

Tel: 03-5339-8609

開庁時間: 10:00~18:00

## 開催場所

新宿NSビル「NSイベントホール」

新宿区西新宿2-4-1新宿NSビル地下1F



## 【交通機関】

- JR新宿駅西口から徒歩約7分
- 東京メトロ丸の内線西新宿駅から徒歩約7分
- 都営大江戸線都庁前駅から徒歩約3分

主催

東京都、東京労働局、東京新卒応援ハローワーク、八王子新卒応援ハローワーク

共催

東京新卒者等人材確保推進本部



# 新規大卒者等合同就職面接会 参加申込書

本面接会への参加申込みは先着順となります。最新の申込み受付状況は、東京新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

卒業 年次	1 令和3年3月卒業見込	年齢	歳	ふりがな	
	2 年 月卒業 ※令和3年4月以降卒業見込の方はご参加いただけません。			氏名	
最終 学歴	(学校名)				
	( 大学院 ・ 大学 ・ 短大 ・ 専修(専門) ・ 高専 ・ 能開校 )				
住所	東京都 ・ 埼玉県 ・ 千葉県 ・ 神奈川県 ・ その他 ( 道・府・県)				
求職 番号	※参加申込みにあたり、ハローワークでの求職登録が必要です。		※受付番号 (職員記入欄)	第一部	第二部
				東京しごとセンターへの登録の有無	

## 新規大卒者等合同就職面接会 同意書

参加申込みにあたり、以下の項目をご確認いただき、同意される場合は☑をお願いいたします。全ての項目を☑をされた場合のみ、面接会にご参加いただけます。

項目	確認内容
<input type="checkbox"/>	面接会へご参加いただく際は、感染防止のためにマスクの着用をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	咳エチケット（ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う）の徹底をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	会場入口に消毒液を設置いたしますので、入場時の手指消毒にご協力をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	会場入口にて検温を実施いたします。発熱等の症状がある場合には、参加をご遠慮いただく場合がございます。
<input type="checkbox"/>	発熱・咳・全身痛等の自覚症状がある場合や体調がすぐれない場合は、参加をお控えください。
<input type="checkbox"/>	本面接会にて新型コロナウイルスへの感染が発生した場合、感染経路追跡等のため、関係機関や自治体の要請に基づき、ハローワークへ登録された個人情報を提供いたします。

以上の項目に同意します。

令和 年 月 日 氏名 (自筆)

### 面接会参加にあたっての留意点

- 必ず事前に予約をしてください。参加申込みをしていない場合は、面接会に参加できません。なお、お申込みいただいた部（一部、二部）のみのご参加となります。
- 希望者多数の場合は、時間内にご希望の企業との面接が行えない場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。
- 企業との面接を希望する場合には、紹介状及び履歴書、自己PR書または職務経歴書を持参してください。応募先が決まっている場合には、事前に紹介状を発行しますので、申込みの際にお申し出ください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、面接会が中止となる場合があります。
- 面接会参加までに、厚生労働省接触確認アプリ（COCOA）のインストールをお願いします。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の均等機会を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

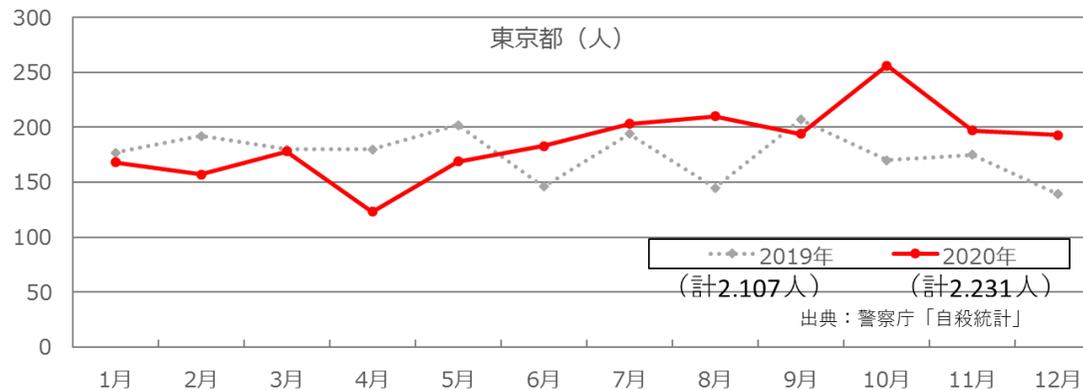
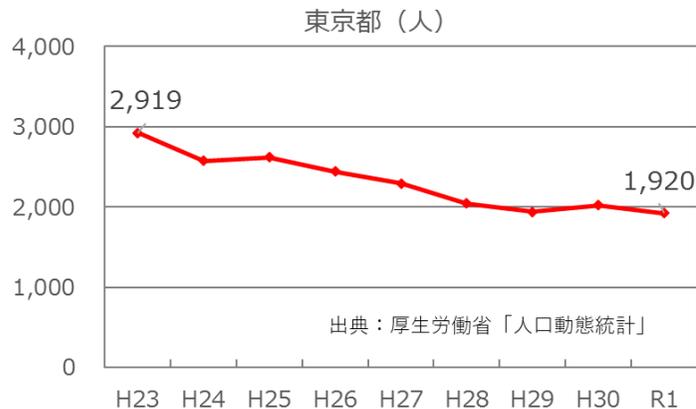
# 自殺対策の強化について

資料5-1

令和3年2月  
福祉保健局

## 自殺者数の推移

東京都の自殺者数は、平成23年をピークに減少傾向であったが、令和2年6月以降、前年と比べ増加傾向  
特に、女性や若者の自殺者数の増加が目立つ



## 新型コロナウイルスの影響を踏まえた主な取組

### ◆早期発見・未然防止

- ・検索連動型広告→例年、3月と9月に実施している取組について1月下旬から2月にも拡大
- ・離職者等向けリーフレットの作成→こころのセルフケアや支援策を案内するリーフレットを配布

### ◆相談事業の拡充

- ・電話相談、LINE相談の強化  
→令和2年6月以降回線の増加、LINE相談の受付時間拡大

### ◆社会全体で支える取組の推進

- ・自殺の危険を示すサインへの気づきや対応を行うゲートキーパーの役割を一層啓発  
→啓発リーフレット・ポスターの作成。  
啓発動画の作成・放映(3月中旬開始予定)。

※各リーフレット等はHPからダウンロードもできますので、ご活用ください。

**ご存じですか？ ゲートキーパー** いのち支える

新型コロナウイルス感染症の影響は、社会的にも経済的にも国民の生活に大きく及んでおり、自殺リスクの高まりが懸念されています。困難を抱えている人を支援していきけるよう、ゲートキーパーについて学んでみませんか。

**ゲートキーパーとは…**  
自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

・自殺の背景には、右の図のように様々な要因が複雑に関係していると言われています。  
・自殺で亡くなった人の44%が「亡くなる1ヶ月以内に、行政の窓口や医療機関等、専門機関に相談に行っていた」との調査結果もあります。あなたの声かけが支援につながります。

声かけの具体例は次のページで紹介します

最近少し 東京都福祉保健局

**お疲れ気味のあなたへ**

～こころを暮らしで支える情報～

自身のこころの声を聞いてみませんか？相談することで、解決の糸口が見つかるかもしれません。

いのち支える東京 いのち支える

# ご存じですか？ ゲートキーパー



いのち  
支える

新型コロナウイルス感染症の影響は、社会的にも経済的にも都民の生活に大きく及んでおり、自殺リスクの高まりが懸念されています。

困難を抱え悩んでいる人を支援していけるよう、ゲートキーパーについて学んでみませんか。

## ゲートキーパーとは…

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

- 自殺の背景には、右の図のように様々な要因が複雑に関係していると言われています。
- 自殺で亡くなった人の44%が「亡くなる1ヶ月以内に、行政の窓口や医療機関等、専門機関に相談に行っていた」との調査結果もあります。  
あなたの声かけが支援につながります。



イラスト | 細川 貂々

声かけの具体例は次のページで紹介します➡

ゲートキーパーが担う役割～まずは声をかけることから～  
悩んでいる人に、①気づき、声をかけ、②話を聴いて、  
③必要な支援につなげ、④見守る



### ①気づき、声をかける

いつもと違う様子の人に気づいた時や、困難を抱え悩んでいる人と接した場合には、声をかけましょう。窓口等であれば、**所管する分野の他に困りごとがあるか**、困ったときに相談できる人が周りにいるか、確認することが望ましいです。

うつ、借金、死別体験、過重労働、配置転換、昇進、引越し、出産などの**生活等の変化**は、悩みの大きな要因となります。話の中で相手が悩みの要因になることを抱えていることに気づいたら、温かい関わりをもってください。

#### 声かけの例

どうしましたか。おつらそうで心配です。眠れていますか？力になれることはありますか？

### ②話を聴く

話しやすい環境を整えます。**相手の話や感情を否定せず**、真剣な態度で耳を傾けます。心配していることを伝え、必要に応じて質問したり、相槌を打ったりします。本人を責めたり、安易に励ましたりすることは避けましょう。

#### 相手の考えを否定する

死にたいなんて言っちゃだめだ。自分を大切にしなさい。命を粗末にはしてはいけない。～すべき。

#### 相手の苦労を労い、共感を表す

それはつらかったですね。  
よく耐えてきましたね。  
これまで一人で頑張ってきたんですね。

#### 安易に励ます

頑張ればうまくいきますよ。大した問題ではありませんよ。もっと大変な人は他にもいます。時間が解決してくれます。気のもちようですよ。

#### 「死にたい」という言葉と気持ちに寄り添う

死にたいと思うほどつらかったですね。それほどおつらくて、消えてしまいたいと思うんですね。

### ③必要な支援につなげる

P4のつなぎ先窓口を参考に、**関連する相談窓口や支援事業を、相談者に情報提供**しましょう。相談者が後で確認できる資料や、連絡先の掲載場所がわかるように説明を心がけましょう。相談者の了解を得た上で、連絡先に連絡を取り、相談内容を共有し、相談の場所や日時等を設定することで、より確実につなぐことができます。来所の場合は、その場で一緒に連絡をとることもよいと思います。

#### 指示を出す

それはこの部署の担当ではないので、〇〇の窓口に行ってください。

#### 紹介する

この困りごとについては、〇〇の部署が詳しいと思うので、そちらにも相談してみてもいいでしょうか。

#### 解決可能性の言及する

〇〇の窓口なら解決できますよ。  
〇〇なら対応してくれますよ。

#### 具体的なアクセス方法等を示す

〇〇の部署は、平日9時から17時まで受け付けているようです。電話番号、住所は…です。  
私から連絡させていただいてもよろしいでしょうか。

### ④見守る

継続的な関わりができる場合は、つないだ後も、必要があれば相談にのることを伝えましょう。

#### ・ うつ病などの心の病気について

自殺者の多くは、多様かつ複合的な要因が連鎖する中で、うつ病などの心の病気にかかっていたこともわかっています。うつ病は、誰でもかかる可能性のある病気ですが、自分ではなかなか気づきにくいものです。

うつ病などの心の病気のサインに気づいたら、声をかけ、話を聴いてみてください。

**周囲から判る症状例** | 表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える、不眠 など

#### ・ ゲートキーパー自身の健康管理

心をつかい、集中して話を聞くことは大変なことであり、**支援者自身も疲れを癒す**ことが大切です。相談終了後には、意識して気持ちのクールダウンを行ってください。

## つなぎ先機関

### こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク

自殺の背景となる、多重債務、いじめ、過労、健康問題、家庭問題など様々な問題に対応している相談機関・窓口等が、「[こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク](#)」として連携協力し、自殺予防に取り組んでいます。

窓口をとりまとめた印刷物もあります。ご希望の場合は担当までお問い合わせください。

※つなぐに当たって気をつけていただきたい点については、ホームページをご覧ください。

[東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 東京都における自殺総合対策（トップページ） > ゲートキーパーについて](#)



## 生きるのがつらいと感じたときの相談窓口

### 東京都自殺相談ダイヤル「こころといのちのほっとライン」

相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関につなぐなど、自殺専門の相談窓口を設置しています。

※0570からはじまるナビダイヤルは携帯電話の無料通話やかけ放題プラン等の対象外です。

**☎0570 087478（はなしてなやみ）** 毎日午後2時から午前5時30分まで

### LINEアカウント「相談ほっとLINE@東京」

主に30代以下の若年層を対象に、LINEを活用した自殺相談を行っています。

※同アカウントで「中高生限定 教育相談」「ネットトラブル相談」「若者相談（若ナビα）」も相談対応しています。

**「生きるのがつらいと感じたら…」** 毎日午後3時から午後9時30分まで

#### ・ ゲートキーパーについてもっと詳しく知る

ゲートキーパーについてより詳しく記載した手帳等を掲載しています。

[東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 東京都における自殺総合対策（トップページ） > ゲートキーパーについて](#)

#### ・ 自殺総合対策について学ぶ

東京都自殺総合対策計画、取組、各種データ等を掲載しています。

[東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 東京都における自殺総合対策（トップページ）](#)

福祉保健局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当 03 5320 4310

令和2年10月発行

## 生活の困りごとに関する相談窓口

### 包括的な相談窓口

お住まいの地域に所在する自立相談支援機関では、生活にお困りの方に対して、就職支援等、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援をします。



### 消費生活、多重債務について相談したい

東京都消費生活総合センターでは消費生活全般に関する相談、東京都生活再生相談窓口では多重債務や資金の貸付に関する相談を受け付けています。

東京都消費生活総合センター  
☎ 03-3235-1155  
月～土 9時～17時

東京都生活再生相談窓口  
☎ 03-5227-7266  
平日 9時30分～18時

### 就職について相談したい

東京しごとセンターでは、一人ひとりの適性や状況を踏まえた、きめ細かな就職支援等を行っています。

東京しごとセンター  
飯田橋 ☎ 03-5211-1571 多摩 ☎ 042-329-4510  
平日9時～20時 土9時～17時

### 中小企業の経営上の課題について相談したい

東京都中小企業振興公社では、中小企業者等を対象に経営相談等を受け付けています。

ワンストップ総合相談窓口  
☎ 03-3251-7881  
平日 9時30分～11時30分 / 13時～16時30分

## 支払猶予や給付について

収入減や生活苦等により、税金、社会保障費、公共料金等の支払の猶予が認められる場合があります。支払先窓口にご相談ください。  
また、傷病手当金や休業手当、新型コロナウイルス感染症に関する生活費や事業資金等、各種支援を受けられる場合があります。

＼ ホームページでは、さまざまな支援情報を掲載しています /

東京都 ここナビ



令和3年2月発行 (2)000 東京都福祉保健局 保健政策部 健康推進課 03-5320-4310

監修：大野 裕 氏（一般社団法人認知行動療法研修開発センター理事長）

最近少し

# お疲れ気味の あなたへ

～こころと暮らしを支える情報～



自身のこころの声に  
耳を傾けて  
みませんか？  
相談することで、  
解決の糸口が  
みつかるかも  
しれません。

詳しくは中面へ

いのち支える東京



## こころの不調を確認してみましょう

最近のあなたのご様子について、以下に当てはまるものはありますか。

- ひどく気分が沈み込んで、<sup>ゆううつ</sup>憂鬱になっている
- 生活が楽しめなくなっている
- 眠れなかったり、食欲が落ちたりして、生活リズムが乱れている
- つらくて死にたいという気持ちになる

ひとつでも当てはまるものがあり、ひどくつらくなったり、日常生活に支障をきたしたりしている場合は、一人で悩まないで、右に記載の専門機関に相談してみてください。

## こころのセルフケアをしましょう

気分転換の方法は人それぞれですが、以下の方法はいかがでしょうか。

- 散歩等で体を動かす
- 楽しかった活動や、やりがいを感じた活動を、またやってみる
- 部屋を掃除する
- 植物を育てる
- 親しい人と、さりげない会話をする
- 思い切って明るい服を着たり、わざと笑顔をつくったりしてみる
- ぼんやり空を眺めたり、ゆっくり風呂に入ったり…あえて何もしない
- ストレスの原因の解決に取り組んでみる



「絶対にうまくいかない」「どうせダメだ」と決めつけずに、**いまできることに集中**してひとつひとつ取り組んでみてください。



## つらいときは…迷わず相談してください

秘密を守り、つらい気持ちをお聴きします。必要に応じて支援機関におつなぎします。

☎ 電話で相談

東京都自殺相談ダイヤル

はなしてなやみ  
☎ 0570-087478

毎日14時～翌5時30分  
※無料通話やかけ放題プランの対象外です

💬 LINEで相談

🔍 相談ほっとLINE@東京

「生きるのがつらいと感じたら…」  
メニューから  
毎日15時～21時30分



ねむれない  
さびしい

どうしよう  
たすけて

### その他こころと身体の健康に関する相談窓口

📍 こころの健康

お住まいの  
地域の保健所・  
保健センター



電話でご相談いただけます

🌙 夜に精神的な悩みを相談したい

東京都夜間  
こころの電話相談

☎ 03-5155-5028

毎日17時～21時30分

🏥 医療機関を調べたい

医療機関案内  
サービスひまわり

☎ 03-5272-0303

毎日24時間



この他にも、様々なお悩みや困りごとに関する相談窓口があります。最新の情報はホームページをご覧ください。

## I 令和元年度の実施状況について

### 1 令和元年度事業概要

①実施日時 ●4月1日から通年（土・日含む）  
●午後5時から午後10時まで  
（最終受付9時30分）

②対象 ●都内国公私立在学の中学生、  
高校生（約64万人）

③周知方法 ●対象者に周知用カード配布  
●登録者にプッシュ通知\*  
（8月28日、1月4日）  
\*プッシュ通知：アプリを起動して  
いない状態でも、「友だち登録」  
したユーザーのスマートフォン等  
にメッセージが通知される仕組み

●回線数：通常5回線  
※以下の期間は回線数増強  
●第一期：4月 1日～5月31日  
（2か月間）  
●第二期：8月20日～9月15日  
（27日間）  
●第三期：1月 4日～1月18日  
（15日間）

④相談体制 ●相談員：心理カウンセラー  
資格保有者

※生命にかかわる事項等の相談を  
受理した場合は、東京都教育相談  
センター等の専門機関と連携して  
対応

### 2 令和元年度実施状況

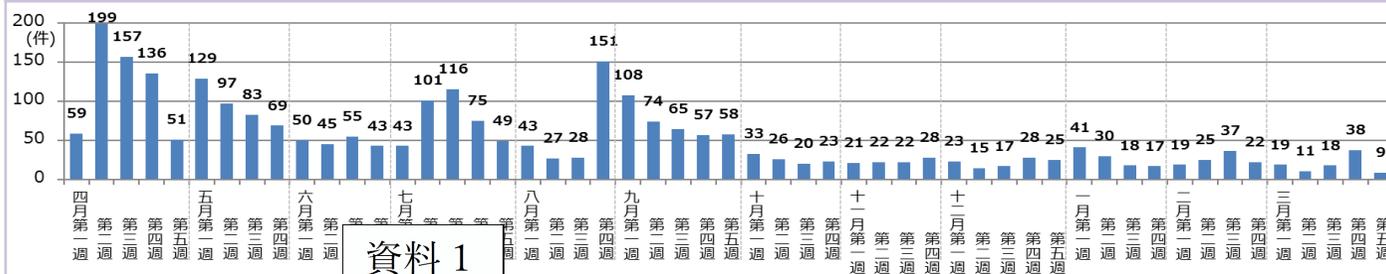
※グラフ等の中の数字は、四捨五入により、合計が100%にはならない場合があります。

①登録数 ●4月1日：1,753人  
⇒ 3月31日：16,243人  
（他局分を含む）

②相談件数 ●2,775件（1日平均 7.6件）

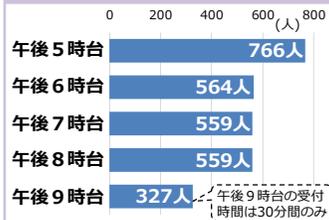
③平均相談時間 ●42分  
（1件当たり）

#### ④相談件数の推移

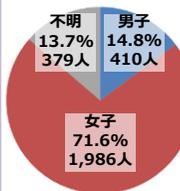


#### 資料1

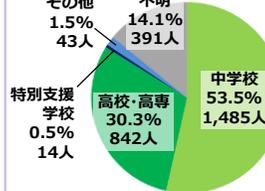
#### ⑤時間帯別アクセス状況



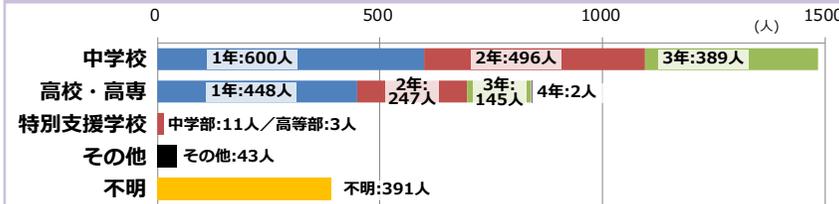
#### ⑥性別比



#### ⑦校種比



#### ⑧学年等別相談人数



⑨相談回数 ●1回：1,935件（69.7%） ●複数回：840件（30.3%）  
※月ごとの合計数

#### ⑩主な主訴の概要

友人関係 <small>（いじめ除く）</small> (668件)	虐待 (36件)
家族関係 (174件)	教員等への苦情 (34件)
学業不振 (168件)	不登校 (29件)
男女関係 (119件)	無応答 (230件)
教員等との関係 (118件)	その他* (860件)
いじめ (109件)	
進路 (92件)	
性格の問題 (58件)	
性に関する問題 (43件)	
高校進級・進路 (37件)	

\*その他：「生活習慣」、「相談の問い合わせ」、「生活上のトラブル」、「分類不能」など

#### ⑪成果と課題

成果	●通年実施 → 時期を問わず多くの相談
	●相談対象の拡大 → 中学生から多くの相談
	●相談体制の工夫 → 98.5%の相談に対応
課題	●相談の質の向上 → ①他の教育相談の知見活用 → ②相談者の満足度等の把握
	●利便性の向上 → ③時間外の相談等への対応

## II 令和2年度上半期の実施状況について

資料6-1

### 1 令和2年度の主な改善策

● 令和元年度の事業内容に加え、**相談の質や利便性**の向上を図る観点から、右記の改善策を実施

#### ①教育相談の一体的運用（4月から）

- 本事業を都教育相談センターが運営
- 新たに「SNS教育相談支援員」を配置し、教育相談センターの知見を活用

#### ②アンケート機能（6月1日から）

- 相談終了時に配信（回答は任意）
- 「相談満足度」、「希望する相談時間帯」などについて把握

#### ③折り返し発信機能（5月12日から）

- 相談時間外にアクセスした相談者に対し、相談時間になってから、相談を促すメッセージを配信

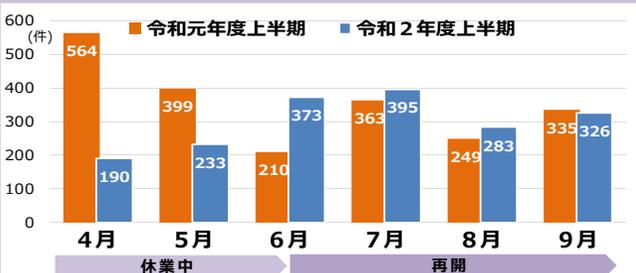
### 2 令和2年度上半期の実施状況（括弧内の数値等は、令和元年度上半期の状況）

※グラフ等の中の数字は、四捨五入により、合計が100%にはならない場合があります。

#### ①登録数（他局分を含む）

- 4月1日：16,267人⇒9月30日：26,561人  
(4月1日：1,753人⇒9月30日：13,118人)

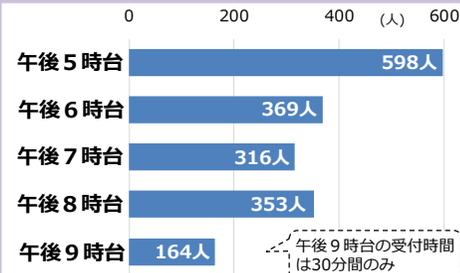
#### ④相談件数の推移



#### ②相談件数

- 1,800件 / 1日平均9.8件  
(2,120件 / 1日平均11.6件)

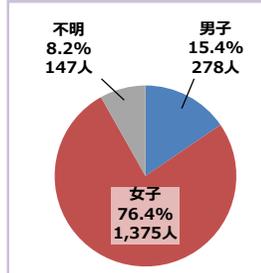
#### ⑤時間帯別アクセス状況



#### ③平均相談時間

- 39分  
(1件当たり)

#### ⑥性別比



#### ■ 令和2年度の改善策に係る状況

##### ①SNS教育相談支援員の活動概要

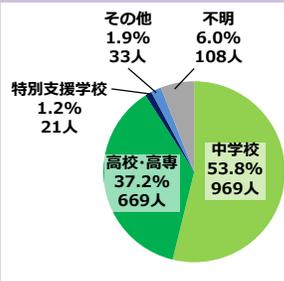
- SNS教育相談支援員が、相談内容を心理系職員と共に分析し、関係機関に通告又は情報提供
- 関係機関へつないだ件数：警察通報1件、虐待通告5件、情報提供2件

##### ②アンケートの状況

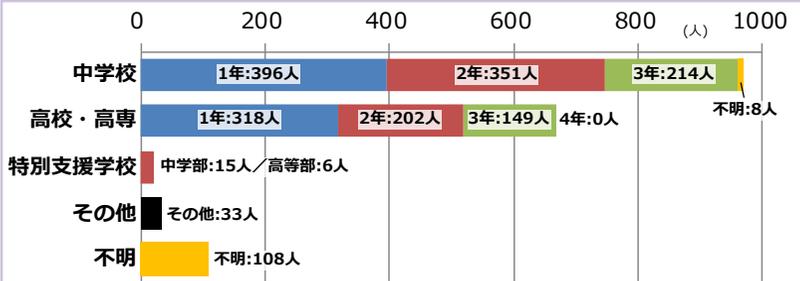
##### ● 結果の概要（回答率35.0%）

- ①相談満足度：
  - 相談してよかった「思った」「やや思った」 92%
  - 「やや思わなかった」「思わなかった」 3%
- ②希望する相談時間帯：
  - 「このままでよい」 36%
  - 「午後10時～11時に利用したい」 24%
  - 「午後4時～5時に利用したい」 19%
- ③SNS教育相談窓口の認知：
  - 「学校から配られたカードや、ポスターで」 70%
  - 「ネットの情報で」 17%
  - 「友達や知人から聞いて」 4%

#### ⑦校種比



#### ⑧学年等別相談人数



#### ⑩主な主訴の概要

友人関係(いじめ除く)	(434件)
学業不振	(187件)
家族関係	(174件)
進路	(105件)
性格の問題	(81件)
男女関係	(59件)
教員等との関係	(58件)
情緒不安定	(48件)
虐待	(37件)
いじめ	(30件)
性に関する問題	(23件)
教員等への苦情	(20件)
不登校	(19件)

#### ⑨相談回数

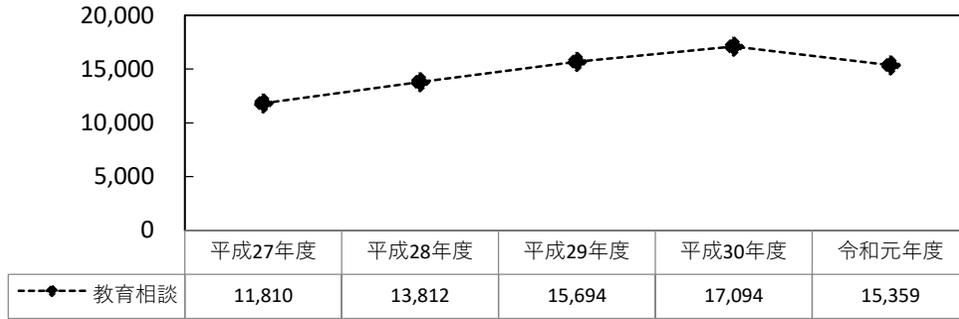
- 1回：1,246件 (69.2%)
  - 複数回：554件 (30.8%)
- ※月ごとの合計数

##### ③相談を促す折り返し発信の状況

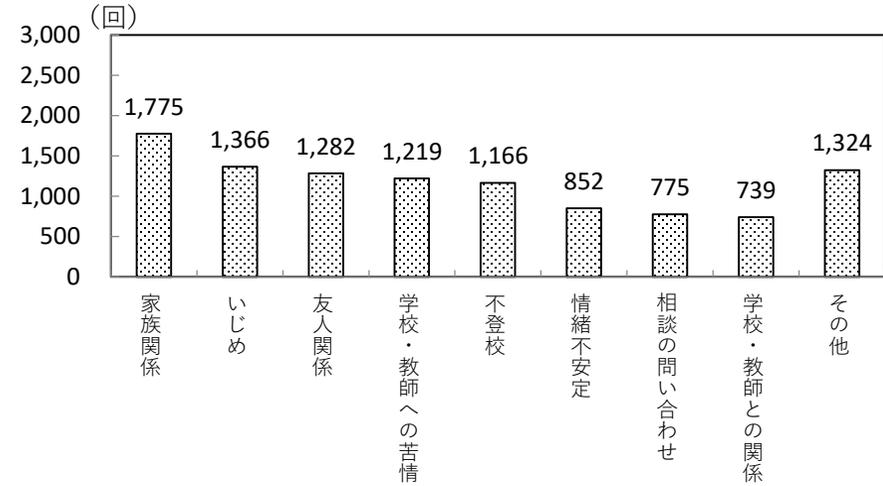
- 878件 / 1日平均6.2件  
(翌日以降改めて相談につながったかは不明)

電話相談回数の推移

(回)

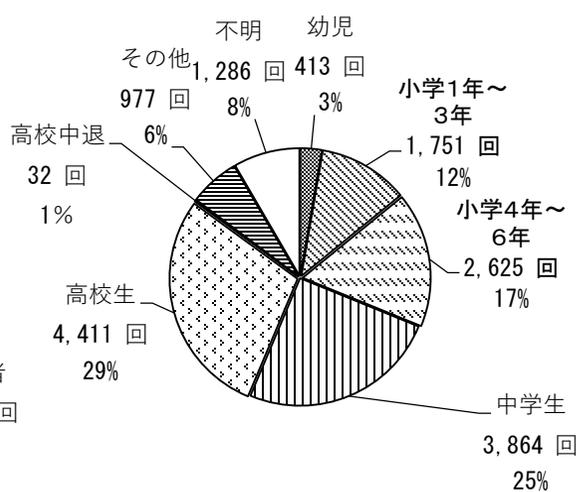
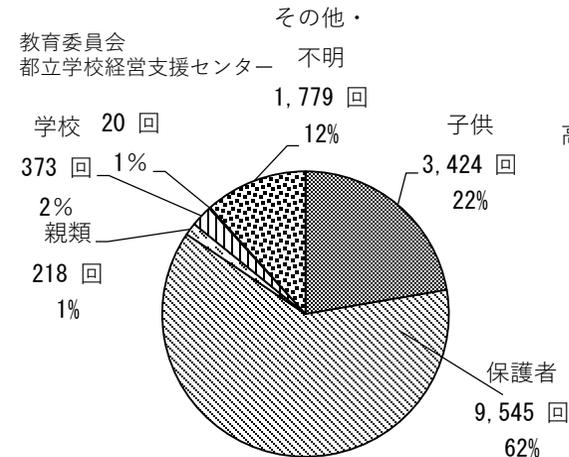


主な相談内容別回数 (相談内容の上位のもの)

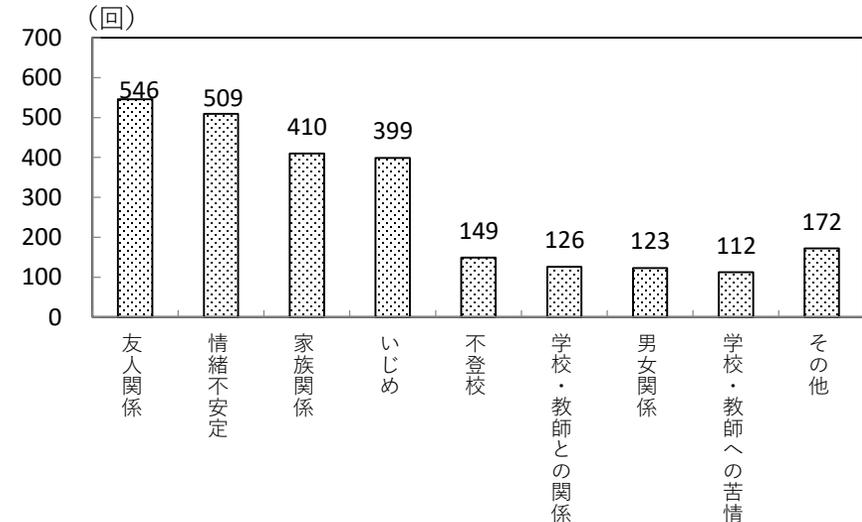


相談者別回数 (合計15,359回)

年齢段階別回数 (合計15,359回)



子供の主な相談内容別回数 (相談内容の上位のもの)



自殺・自傷の相談回数

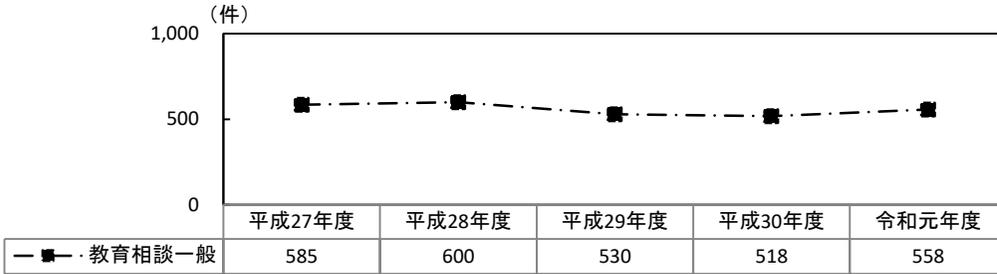
(内 自殺の相談回数)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回数	86回	58回	142回	156回 (98)	176回 (107)

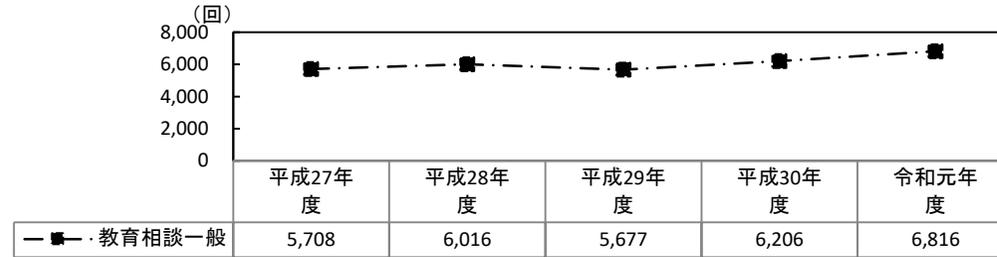
# 令和元年度 東京都教育相談センター 来所相談の概況

資料 6 - 2

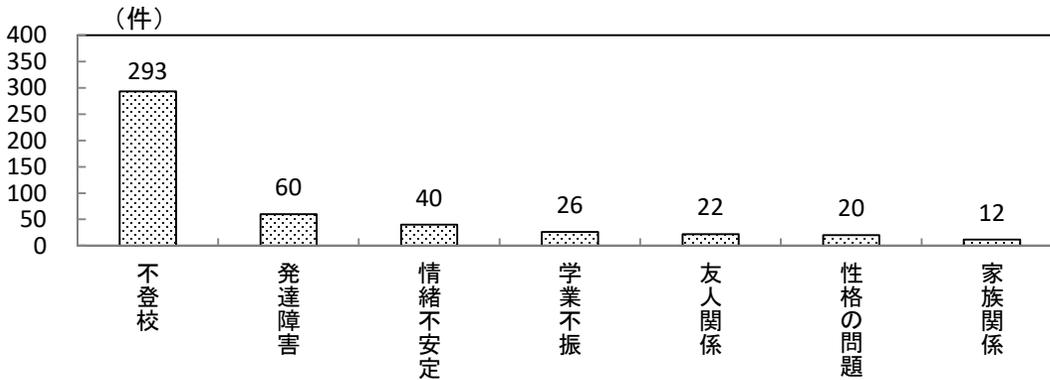
来所相談件数の推移



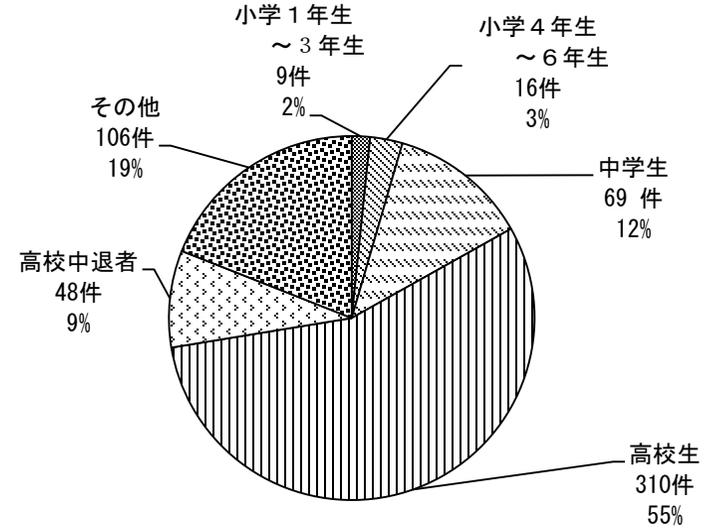
来所相談回数の推移



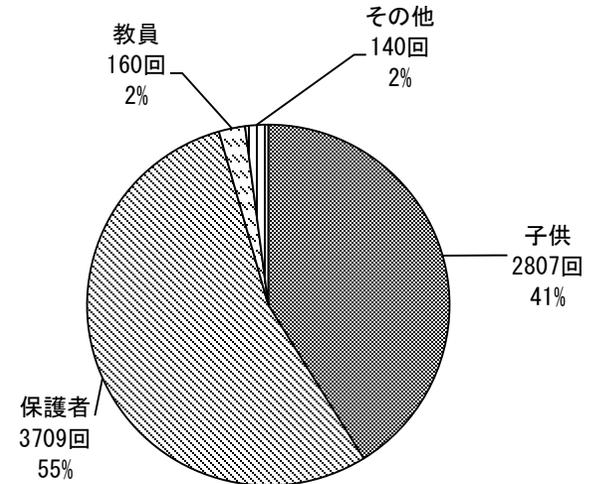
主な相談内容別件数(相談内容の上位のもの)



年齢段階別件数(合計558件)



相談者別延べ回数(合計6,816回)



自殺・自傷の相談件数

(内 自殺の相談件数)

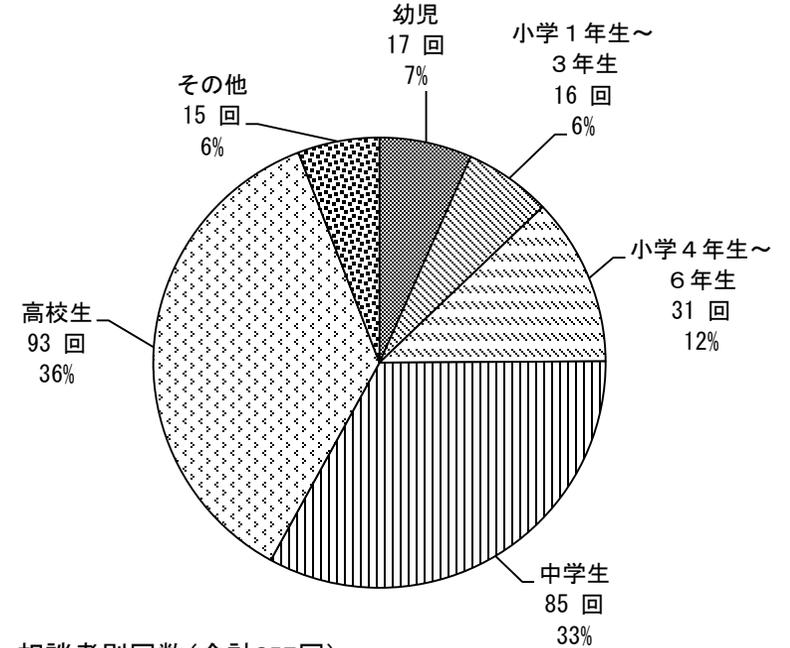
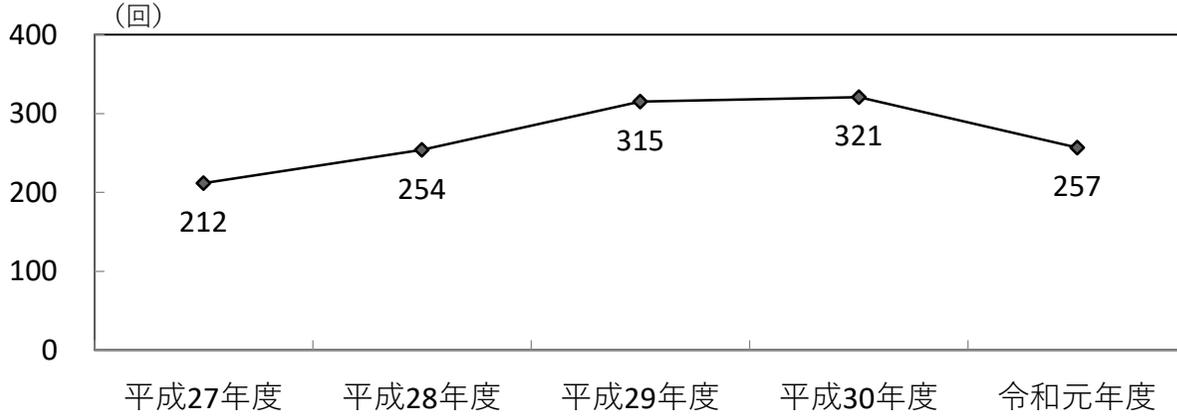
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	9件	11件	10件	8件 (3件)	11件 (4件)

# 令和元年度 東京都教育相談センター メール相談の概況

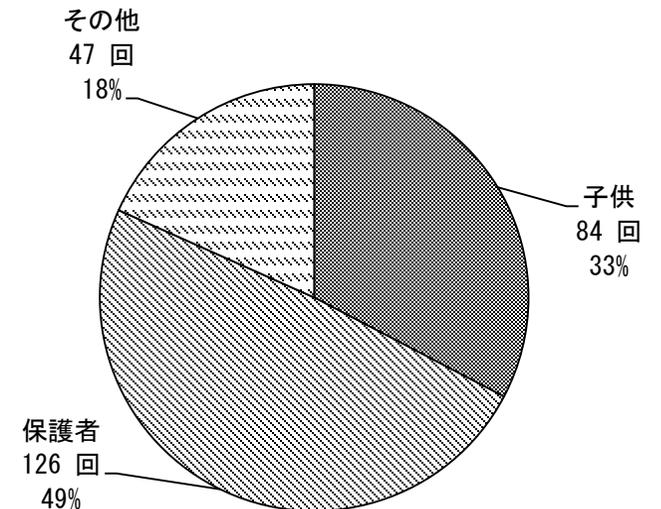
資料6-2

年齢段階別回数(合計257回)

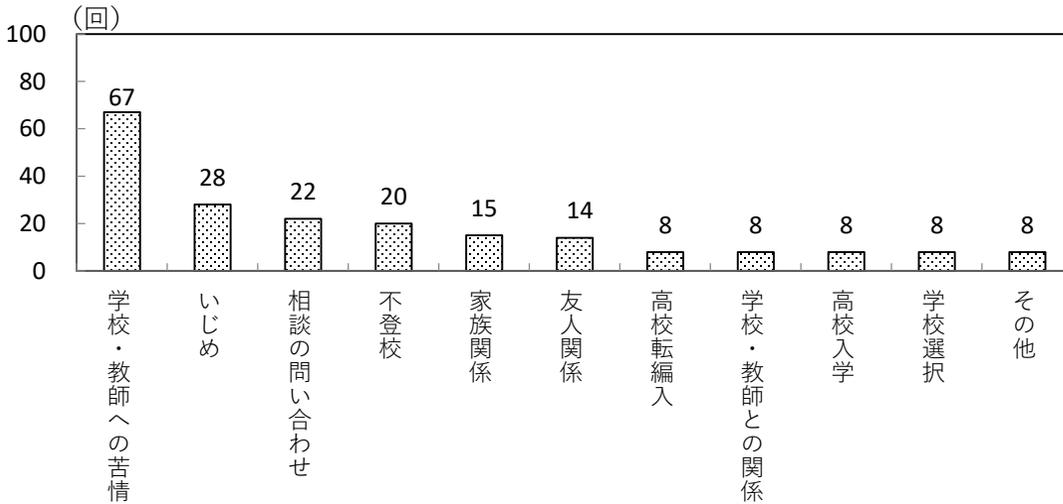
メール相談回数の推移



相談者別回数(合計257回)



主な相談内容別回数(相談内容の上位のもの)



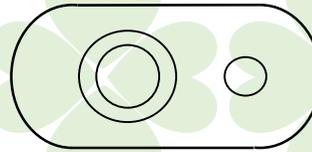
自殺・自傷の相談回数

(内 自殺の相談回数)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回数	2回	0回	5回	2回(2)	0回(0)

# 八王子市 若者総合 相談センター

若者と地域の  
「つながり」  
をつくりたい



交通機関 ■JR線 ■京王線  
JR八王子駅から徒歩7分、京王八王子駅から徒歩2分

所在地 八王子市明神町2-26-4  
アーバンプラザIZUMI 101・301号室

相談は予約制となっています。プログラム活動やオープンスペースを利用したい方も、初回の相談が必要です。電話かホームページの予約フォーム、LINEにて、ご予約ください。



ホームページ



LINE公式アカウント

TEL **042-649-5660**

本事業は、NPO法人青少年自立援助センターが八王子市より受託しています。



『八王子市若者総合相談センター』では、現在悩んでいること、困っていることを何でも相談できます。

色々困っていることはあるんですが、相談の場所に行くのは初めてで何を話したらいいかわからないのですが・・・

初めての人はまず雑談をしながら徐々に打ち解けてもらうように心掛けてます。いきなり「何に困ってますか？」なんて聞かれても緊張しちゃいますよね。

コミュニケーションが苦手で、周りの人とうまく人間関係がつかれない・・・

どうしたらコミュニケーションの苦手意識を克服できるか、一緒に考えましょう。そのための練習ができる場所も探していきます。

同時に進めると頭がパニックになりそう・・・

あなたに合ったペースがあると思いますよ。一緒にお話ししながら考えましょう！

## 『若者総合相談センター』で できる3つのこと

### ①相談する（人と関わりを持つ）

### ②参加する（体験・経験をする）

### ③過ごす（地域とつながる）

#### 利用できる方

市内在住・在勤・在学中の義務教育終了以降の15歳～39歳の方またはご家族の方

#### 開所時間

毎週 火～土曜日 10:00～18:00

※日・月曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。

#### 利用料

無料

※通所するための交通費は自己負担になります。その他プログラムによって実費を負担いただく場合がございます。

## 自立って一体何だろう？

じっとしていても答えはみつからない。  
勇気を出して半歩踏み出してみよう！



日々の生活や、仕事・学校生活を送る上で、困っていることはありませんか？思い切って誰かに相談すれば、解決できることがあるかもしれません。

人と関わるのが不安でも、少しずつ慣れていきましょう。困った時や喜びを共有する時、ほとんどの場面で**コミュニケーションがとっても大切**になります。

## 参加する（体験・経験をする）

- ①プログラム活動
- ②地域ボランティア活動
- ③サークル活動



様々なプログラムやイベント企画に参加することで、一人では得られない経験を積むことができます。

★月毎のプログラム予定表をTwitter等に公開しています。参加希望者は事前にご連絡ください。

★誰かと一緒にやってみみたいことがあれば、自分から発信できる掲示板があります。興味のある人同士が集まって活動することができます。

★自立に向けて役立つ調理の体験、買い物や知識を広げるための活動も行なっています。

## 相談する（人と関わりを持つ）

- ①生活相談  
（家庭・学校・仕事の事など）
- ②心理や雇用の専門相談

### みなさんは困った時に相談できる人はいますか？

- ★「一人暮らしを始めたい」「学校を辞めて働けなやいけない」など**お金や生活の心配事**を一緒に考えます。場合によっては専門の支援機関を紹介したり、同行します。
- ★「学校や職場で居場所がない」「誰でもいいから話を聞いてほしい」など、ひとりで抱えているモヤモヤをお話ししてみませんか。
- ★日本語に課題（話す、読む、書くなど）がある方には、海外ルーツの方向けの支援もご紹介します。

## 過ごす（地域とつながる）

- ①フリースペース
- ②家庭以外の活動拠点



すぐに大人数の中に入って活動するのは不安、自分のペースで活動したいという人には、気軽に過ごすことができるフリースペースの利用がオススメです。

★フリースペースで雑誌を読んだり、パソコンを使って検索をしたり、自由に過ごすことができます。

★家庭以外の居場所として、ゆっくり過ごすことができます。

★そろそろ社会に出て働いてみたいという気持ちになったら、就職活動に必要なスキルを身につけたり、職場見学や体験等ができる**「八王子若者サポートステーション」**などの就労支援機関を紹介します。

令和3年3月3日  
東京都子供・若者支援協議会  
八王子市説明資料

# 八王子市 若者総合相談センターについて

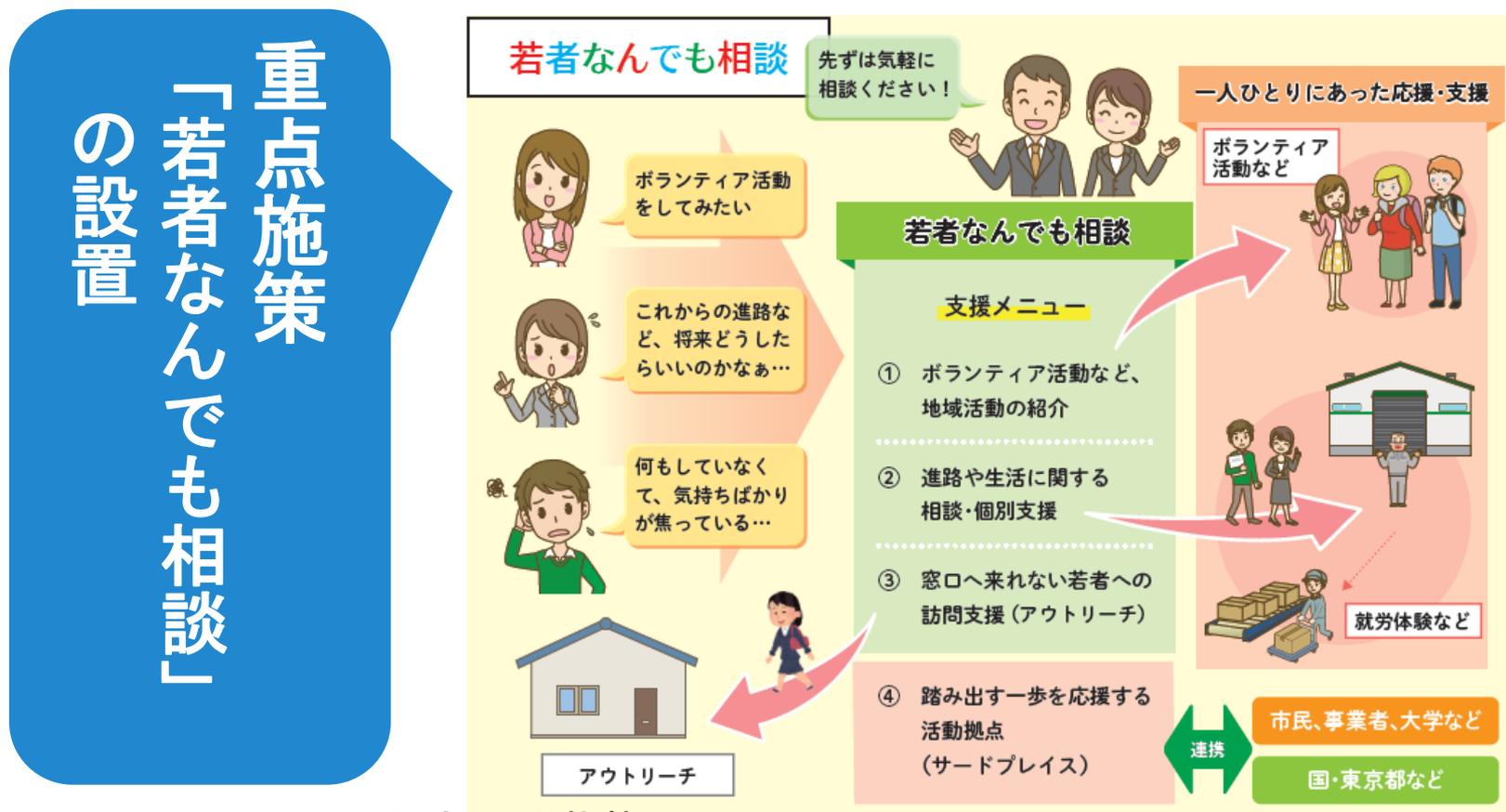
令和3年（2021年）3月3日  
八王子市子ども家庭部  
子ども・若者支援担当



# 1 概要

## 八王子市子ども・若者育成支援計画の策定

令和2年3月「八王子市子ども・若者育成支援計画」を策定



※計画より抜粋

# 1 概要

 (1) 名称 八王子市若者総合相談センター

---

 (2) 開設日

---

令和2年(2020年)11月4日(水)

 (3) 開設場所

---

明神町2-26-4 アーバンプラザIZUMI

101号・301号室

※八王子若者サポートステーション入居中のビル

 (4) 受託事業者

---

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

# 1 概要

## (5) 開設場所



JR八王子駅から徒歩7分、京王八王子駅から徒歩2分

1階・3階  
→若者総合  
相談センター  
3階  
→若者サポート  
ステーション



- ・駅からのアクセスの良さ
  - ・支援機関との連携促進
- ↓
- ・若者サポートステーション
  - ・子ども家庭支援センター
  - ・保健所
  - ・ボランティアセンター 等

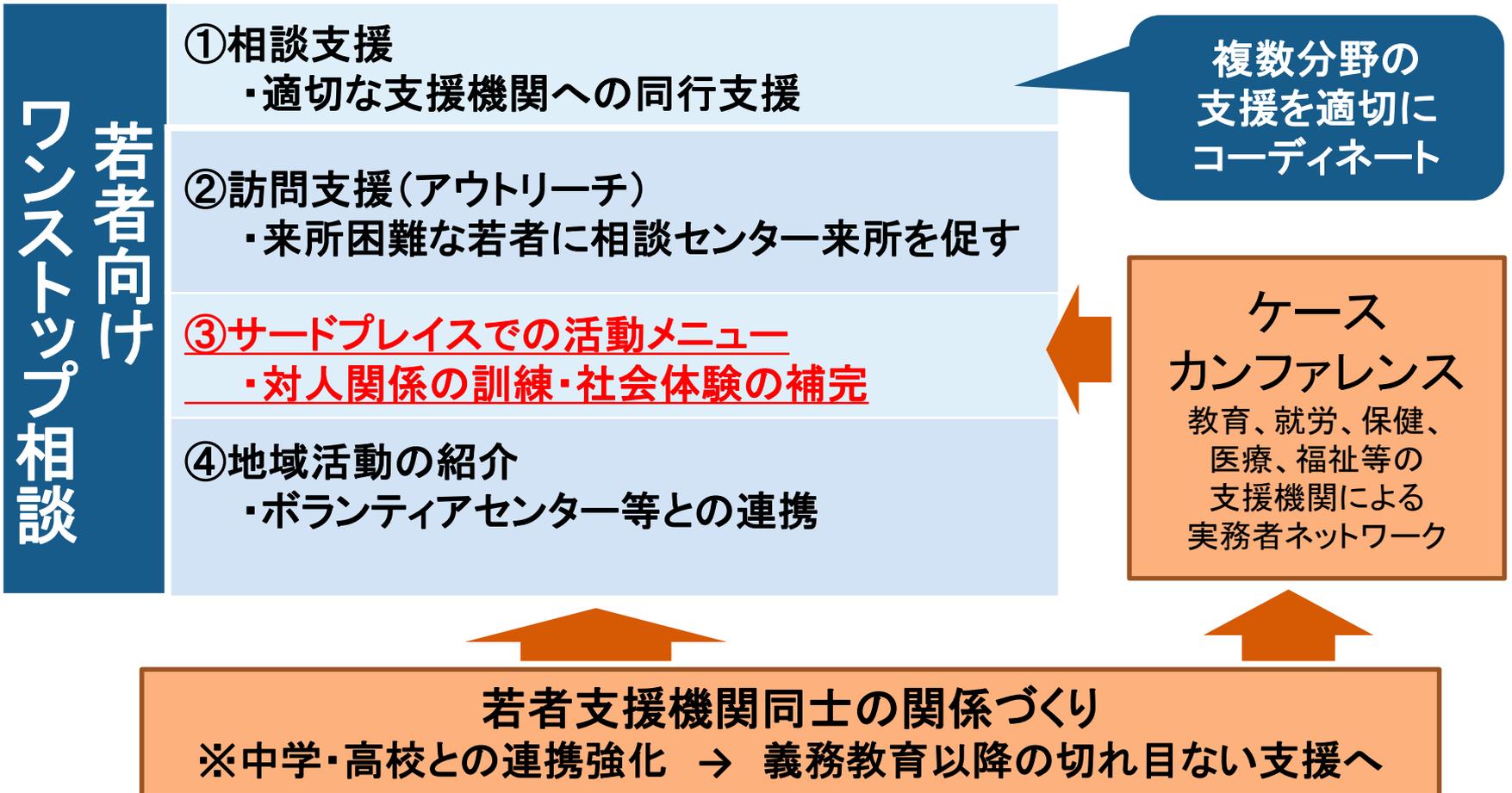
# 1 概要

## (6) 業務体制

	内容
開所日	火曜日～土曜日(週5日) ※閉所日:日曜日、月曜日、祝日及び年末年始
開所時間	午前10時～午後6時
相談体制	専門相談員:常時4名 ・豊富な若者支援経験 ・有資格者を配置 →キャリアコンサルタント、公認心理師、 社会保険労務士 など
予約方法	ホームページ、メール及び電話

## 2 若者総合相談センターの機能

### 主な機能・特色



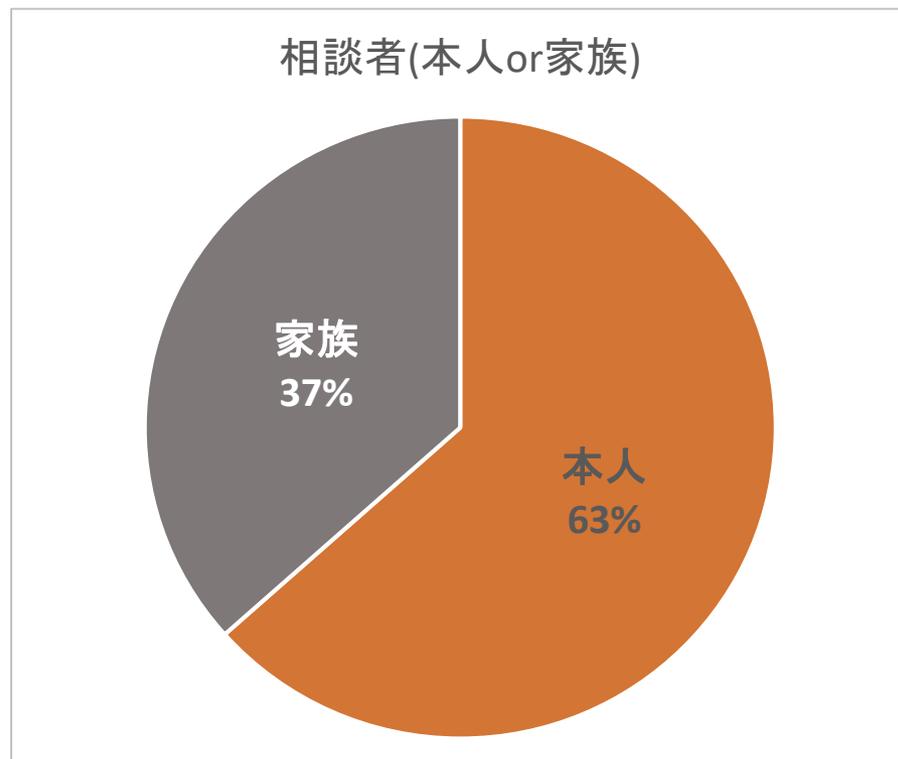
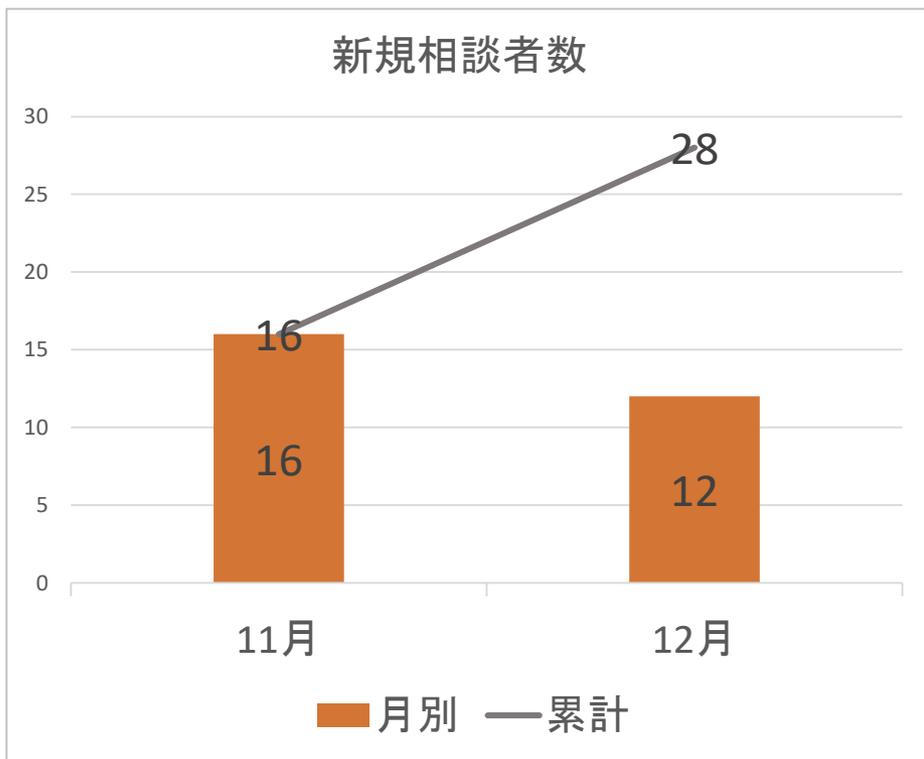
若者

義務教育終了後から30歳未満 ※就労支援については40歳未満

# 3 主な利用実績(令和2年11月・12月)



## ① 相談業務

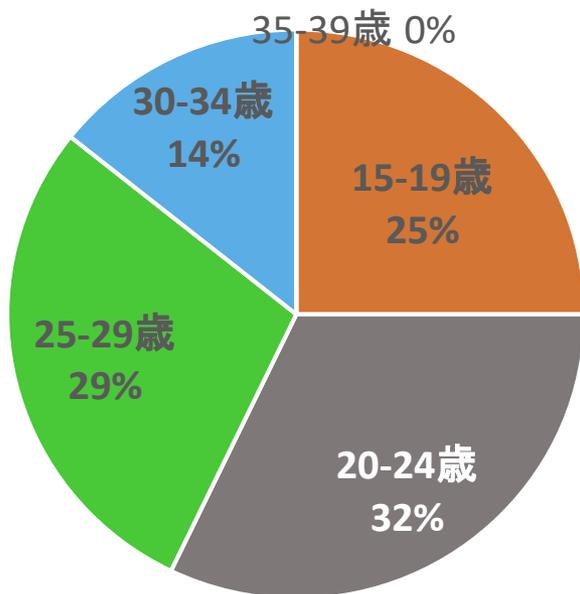


# 3 主な利用実績(令和2年11月・12月)

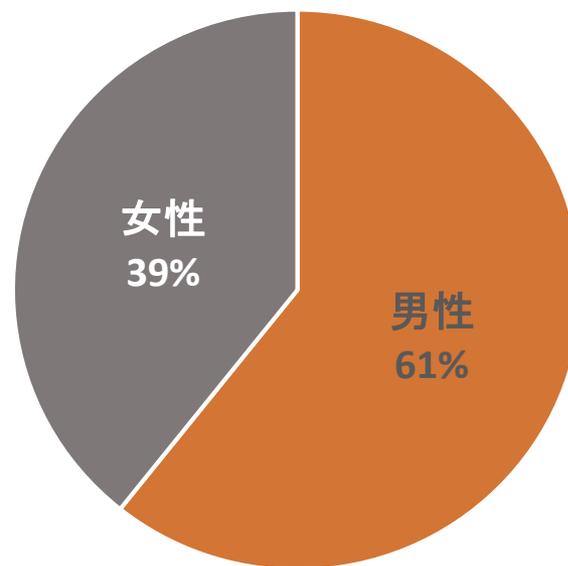


## ① 相談業務

新規相談者数(年齢別)



新規相談者数(男女別)

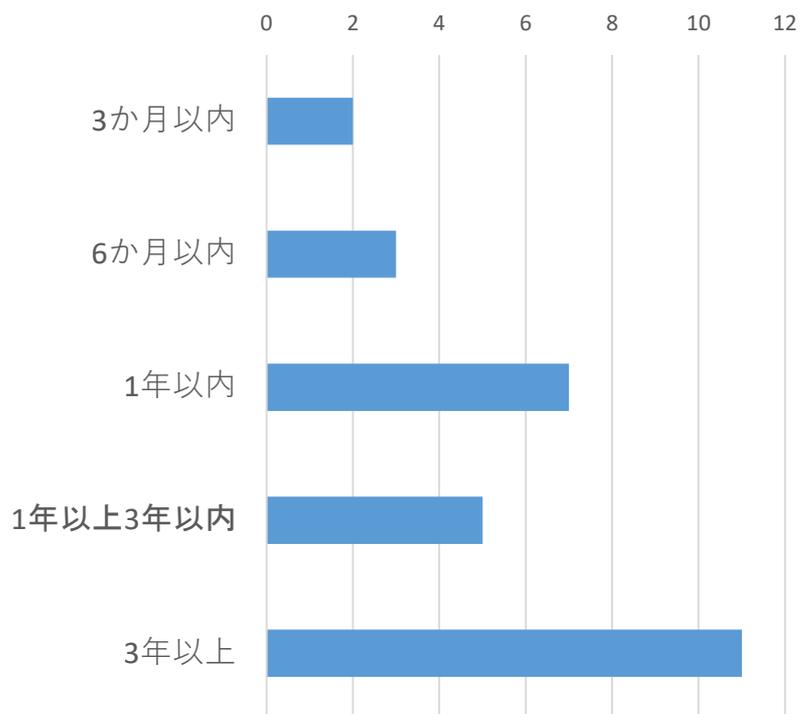


# 3 主な利用実績(令和2年11月・12月)

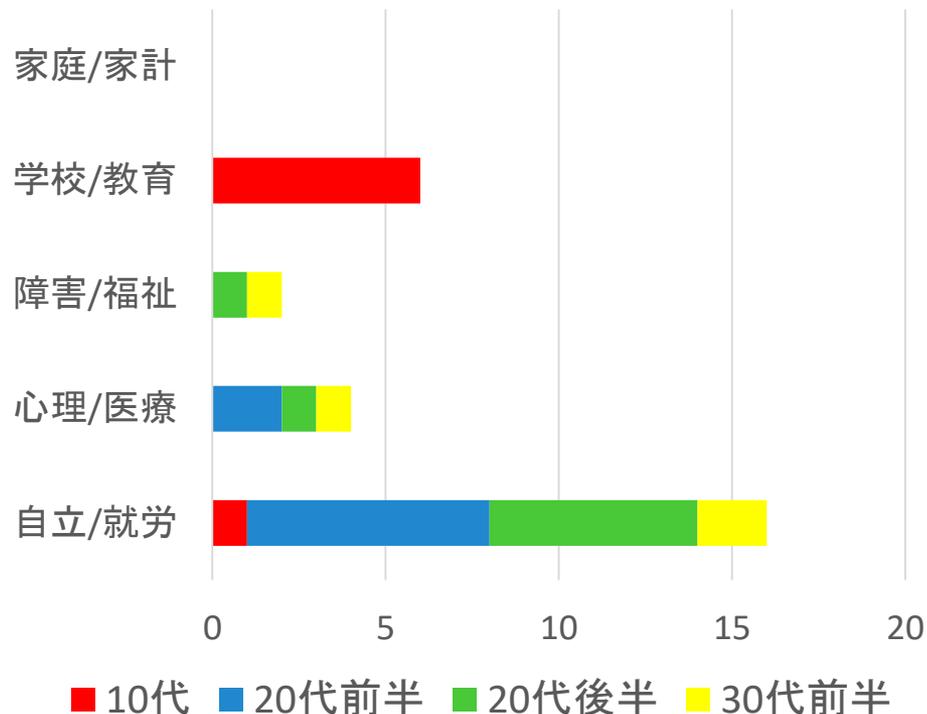


## ① 相談業務

困り始めた時期



相談内容



### 3 主な利用実績(令和2年11月・12月)



#### ②訪問支援 ③サードプレイス ④地域活動の紹介

##### ②訪問支援(アウトリーチ)

- ア 家庭訪問 2件
- イ 他の支援機関への訪問 7件

##### ③サードプレイス

- ア プログラム活動(対人関係の訓練・社会体験を補完)  
例)ベルマーク仕分け、コミュニケーションを伴うゲーム等  
実施回数:16回 のべ参加者数:64名
- イ フリースペース(気軽に立ち寄れて雑談や読書等、自由に過ごせるスペース)  
利用登録者数:53名 利用件数:267件

##### ④地域活動の紹介

高尾山薬王院での清掃活動(12月) 3名参加

未来のヒントを見つけよう

# 若チャレ

WAKACHALLE

悩みを抱えた若者のみなさんを  
支援するオンラインイベントです

Day  
1

1月30日(土)

体験談コーナー

ゲスト お笑い芸人  
山田ルイ53世(髭男爵)

参加団体による  
トークセッション 等

- NPO法人青少年自立援助センター
- NPO法人ハーフタイム
- 公益社団法人青少年健康センター

当日アーカイブ



Day  
2

2月6日(土)

体験談コーナー

ゲスト 女子プロレスラー  
岩谷 麻優

参加団体による  
トークセッション 等

- NPO法人全国不登校新聞社
- NPO法人育て上げネット
- 認定特定非営利活動法人カタリバ

当日アーカイブ



Day  
3

2月13日(土)

体験談コーナー (ゲスト)

プロボクサー 山口 拓也  
Fiveness Esports代表 永田 大和

参加団体による  
トークセッション 等

- NPO法人ドラマケーション普及センター
- NPO法人非行克服支援センター
- NPO法人教育サポートセンターNIRE
- NPO法人じぶん未来クラブ

当日アーカイブ



ロンドンブーツ1号2号  
田村淳の  
NewsCLUB



文化放送  
田村淳の  
NewsCLUBとの  
連携企画もあります!

東京都

supported by

文化放送  
FM91.6 / AM1134



ニッポン



# 10万円特別給付金

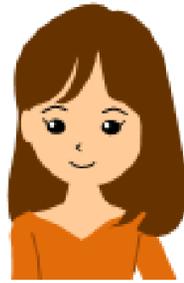
## 児童養護施設退所者等

あなたの暮らしを応援します。

### 給付の対象となる方

以下の①から⑤までのすべてに当てはまる方が対象になります。

- ① 児童養護施設等(※1)を退所、又は里親等(※2)への委託終了後、家庭復帰せずに生活している。
- ② 令和2年5月25日(基準日)時点から小平市内に住んでいる。
- ③ 単身世帯である。
- ④ 自らの収入によって生計を維持している。
- ⑤ 生活保護を受けていない。
- ⑥ 基準日までに30歳になっていない。



※1 全国の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム。  
 ※2 全国の里親、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)。

### 申請手続きの流れ

#### 1 必要な書類を用意します

##### ①申請書

様式は市ホームページでダウンロードができます。申請書の郵送をご希望の方は、下記問合せ先へご連絡ください。

##### ②本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など

##### ③施設退所者等証明書

児童養護施設等を退所した、又は里親等に委託されていたことの証明書です。施設や里親等へご依頼の上、ご用意ください。

##### ④振込先の金融機関口座の写し

通帳の表紙(口座番号等が書かれた部分)、またはキャッシュカードのコピー  
※口座をお持ちでない方は、窓口で給付します。

##### ⑤居住を証明する書類の写し

(小平市に住民票の登録がない方のみ)  
公共料金の領収書、賃貸借契約書など

#### 2 申請書に必要事項を記入します

記入漏れ、記入ミスのないようにご記入をお願いします。また、申請書裏面で、給付対象者であること、添付する書類の漏れがないかを再度ご確認ください。

#### 3 市へ申請書類一式を提出します

申請は原則、郵送でお願いします。郵送が難しい場合は申請先窓口へ直接お越しください。

【申請先】  
〒187-8701 東京都小平市小川町2-1333  
小平市役所 子育て支援課 子ども・若者支援担当 宛

**i【申請期限:令和3年2月26日(金)必着】**

#### 4 市が給付金を給付します

申請により給付対象者であることを確認後、指定された口座へ、市から給付金を振り込みます。

給付額

給付対象者  
1人につき

**10**万円

### 特別給付金 Q & A

**Q** 5月25日に30歳になった場合も対象になりますか？

**A** 対象になります。

**Q** 外国人も受け取れますか？

**A** 給付対象者の要件を満たせば、外国人の方にも給付されます。

**Q** 18歳になる前に施設を退所して自活した場合も対象になりますか？

**A** 施設を退所、又は里親等の委託を解除した年齢による制限はないので対象になります。

**Q** 結婚している場合は対象になりますか？

**A** 結婚している場合は単身者ではないため、対象になりません。なお、他者とルームシェアなど同居をしている場合は、対象になります。

**Q** 自分から施設や里親に連絡ができず、証明書の用意ができません。

**A** ご事情によっては、市から施設や里親に連絡をとるなど、ご相談に応じます。

### それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「手伝う」とかたって、大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関して小平市が以下のようなことをすることは絶対にありません。  
●現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること ●給付にあたり、手数料の振り込みを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

▶小平市 ▶お近くの警察署 ▶警察相談専門電話「#9110」 ▶消費者ホットライン「188」



# きっと見つかる！

※学校相談会参加校  
紹介冊子プレゼント！

# あなたに合った学校！！

定時制、通信制、都立、私立、エンカレッジ、チャレンジスクール  
一日でわかる！ たくさん選べる！

## 第5回 合同学校相談会

「個別相談」と同時に「講演会」も開催！

※参加予定校や講演会内容は裏面参照

入場  
無料

予約  
不要

入退場  
自由

令和2年

11月23日(月・祝)

10:30 ~ 16:30 (予定)

たましんRISURUホール 大ホール



☆個別相談は『オンライン』にて行います  
(会場にオンライン相談用PCを設置します)

<新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて開催>

- ・来場の際はマスク着用、体温測定にご協力ください
- ・個別相談&講演会視聴スペースの密集・密接を避けて開催します

~ここがポイント！~

<個別相談コーナー>

- ・安心！個別相談！
- ・複数の学校の話が聴ける！

<講演会コーナー>

- ・在校生や卒業生の話が聞ける！

「学校の選び方や違いを知りたい」  
「高校に行けなくなってしまった」

<対象者>

- ・進路に悩む小・中学生と保護者の方
- ・進路変更を検討している高校生とその保護者の方
- ・定時制、通信制高等学校について理解を深めたい先生など
- ・悩みを抱える中学生、高校生への支援に関心のある支援者の方



たましんRISURUホール  
立川市錦町3-3-20

JR立川駅南口より 徒歩13分  
JR西国立駅(南武線)より 徒歩7分  
多摩モノレール立川南駅より 徒歩12分

新型コロナウイルスの感染状況によりこの事業を中止とすることがあります。開催の可否についてはこちら ⇒



主催:立川市  
後援:立川市教育委員会  
協力:国立市 国分寺市 日野市

お問合せ

立川市子ども家庭部  
子ども育成課青少年係

電話:042-523-2111 (内線1305)

# ～ 講演会一覽 ～

※立川市HP該当ページはこちら →



※講演会のタイムスケジュールについては  
当日会場で、または立川市HPページにてご確認ください

## 卒業生、在校生による**体**験談

相談会参加校の卒業生、在校生が入学のきっかけや学校での生活、受験へのアドバイスなどについてお話しします。

◆◆ 対象校 ◆◆

- あずさ第一高等学校
- KTCおおぞら高等学院
- 学校法人国際学園 星槎国際高等学校
- 第一学院高等学校
- 一ツ葉高等学校
- 第一薬科大学付属高等学校
- 学研のサポート校WILL学園
- 都立立川高等学校 定時制課程



※順不同 対象校は変更になる場合があります

## **学**校選択

これから高校進学を控える方へ、通信制・定時制・全日制の違いや内申点の仕組み、入学してからのポイントをお伝えします。

講師：都立砂川高等学校  
定時制課程 梶原 敏幸  
ヒューマンキャンパス  
高等学校 岩崎 篤

## **転学編入**

高校を卒業するためもう一度頑張ろうと考えている方向けに、わかりにくい転学・編入についての違いをお伝えします。

講師：星槎国際高等学校  
山下 峻

## 子どもの**こころ**に寄り添う

進路を決めるのは大きな生活上の出来事です。学校での対人関係や学業でのつまずき等を踏まえたお子さんのジレンマに向き合う上で援助者がどのような点を大切にしているかを相談機関の活用を踏まえてお話しします。

講師：もくせいの杜心理相談室  
臨床心理士・公認心理師 那須 昭洋

## **引**きこもり

社会との繋がりを戻すきっかけを掴むために、ご本人に対してご家庭でできるアプローチと支援機関などについてお話しします。

講師：認定NPO法人  
育て上げネット 職員

## ～ 個別ブース 参加予定校 ～

- ・あずさ第一高等学校 立川キャンパス
- ・鹿島学園高等学校 立川連携キャンパス
- ・KTCおおぞら高等学院 立川キャンパス
- ・学校法人国際学園 星槎国際高等学校
- ・第一学院高等学校 立川キャンパス
- ・一ツ葉高等学校 東京立川キャンパス
- ・第一薬科大学付属高等学校 立川学習センター
- ・ヒューマンキャンパス高等学校 立川学習センター
- ・学研のサポート校WILL学園 立川キャンパス
- ・都立砂川高等学校 定時制課程・通信制課程
- ・都立立川高等学校 定時制課程
- ・都立秋留台高等学校 (エンカレッジ)
- ・都立八王子拓真高等学校 (チャレンジ枠)
- ・都立青梅総合高等学校 定時制課程

※順不同 参加校は変更になる場合があります

立川市を中心とした  
多摩地区所在  
14校参加予定

【その他】

- ・認定NPO法人育て上げネット (自立支援相談窓口)
- ・東京西法務少年支援センター 『もくせいの杜心理相談室』

## ～立川市子ども・若者自立支援ネットワーク事業 事業紹介～

不登校、引きこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を教育、福祉、保健・医療、矯正・更生、雇用、その他の各分野の行政、NPO、社会福祉法人等によるネットワークを活用して、自立を支援する事業です。支援機関・団体が実施している事業では支援が困難な場合や対象から外れてしまいお困りの方のご相談には、ネットワーク内で検討を行い、ご本人にとって適切と思われる支援機関・団体に支援の依頼を行っています。

また、困難を抱える子ども・若者、保護者、地域支援者の方を対象に研修会など、この事業を広く市民に周知するためのイベントを開催しています。



# 調布っ子応援プロジェクト

## ～調布の子どもたちへの食と学びの支援事業～

新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への影響に対し、子ども・若者基金を活用して、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、商工会・商店会等との連携により、市独自の事業として商品券を送付いたします。

### 商品券について

- 支援内容 商品券の郵送配布  
1枚当たりの額面500円  
※おつりは出ません
- 支援対象者・支援額
  - ① 児童育成手当・就学援助・生活保護の対象  
0歳～中学校3年生 10,000円
  - ② 児童育成手当の支給対象となる高校生  
10,000円
  - ③ 上記①,②以外の0歳～中学3年生  
5,000円

対象者	支援額(円)
①児童育成手当・就学援助・生活保護の対象となる 0歳～中学校3年生	10,000
②児童育成手当の対象となる高校生	10,000
③上記①,②以外の 0歳～中学校3年生	5,000

※ 基準日：令和2年4月30日現在

### 商品券の利用について

- 利用期限  
令和2年7月31日（金）
- 商品券利用対象
  - ・ 市内飲食店等で調理・提供されるテイクアウト商品（直営による出前含む）
  - ・ 市内書店・文具店で販売される学習ドリル・書籍・文具など
- 利用できる店舗  
この商品券は、本事業の参加店舗として登録されている調布市内の店舗で利用できます。  
詳しくは、別紙チラシ「調布っ子応援プロジェクト商品券利用可能店舗一覧」をご覧ください。
- 注意事項
  - ・ 商品券の再発行はしません。大切に保管してください。
  - ・ 商品券の払い戻しはできません。期限内にご利用ください。

#### 《お問合せ先》

- 事業全般について 子ども生活部 子ども政策課 ☎042(481)7105  
子ども家庭課 ☎042(481)7093
- 利用店舗について 生活文化スポーツ部 産業振興課 ☎042(481)7185

調布市  
HP

市トップページ⇒「健康・医療・福祉」⇒「保健・健康・医療」⇒「新型コロナウイルス感染症に関する情報」⇒「市民生活の支援」⇒「給付金・貸付制度・商品券」

## よくある質問と回答

Q1 商品券はどのように届きますか？

A1 発送内容については、次のとおりです。

①保護者様宛に発送しています。

②1冊あたり5,000円分（500円×10枚）となっています。

例えば、児童育成手当対象のお子様2人の場合は、合計で4冊届きます。

Q2 調布市以外のお店でも利用できますか？

A2 この商品券は、本事業の参加店舗として登録されている調布市内の店舗のみ利用できます。詳しくは、別紙チラシ「調布っ子応援プロジェクト商品券利用可能店舗一覧」をご覧ください。

Q3 商品券で購入できる商品はどんなものですか？

A3 店内で調理されたテイクアウト商品及び学習ドリルや書籍・文具などの学習教材です。詳しくは各店舗へお尋ねください。

Q4 スーパーや、コンビニエンスストア等でも利用できますか？

A4 スーパーを含む大型商業施設（書店は除く）やコンビニエンスストアでは利用できません。

Q5 デリバリー専門業者による出前の支払いに利用できますか？

A5 デリバリー専門業者による出前には利用できません。

調理・提供する店舗が自ら配達する場合のみ利用ができます。

Q6 書店での購入は、どのようなものが対象ですか？

A6 子どもの学習支援を目的にしており、学習ドリル、書籍等が対象です。

Q7 商品券で買い物をした場合、おつりは出ますか？

A7 おつりは出ません。ご利用の際は差額分を現金で支払うと無駄なく利用できます。

### ● 商品券でテイクアウト料理を購入できるお店

調布「我が家のおすすめテイクアウト」ホームページ内で、「商品券が利用可能なお店」としてご紹介します。(https://towninfo.chofu.com/osusumetakeout/)



我が家のおすすめ **テイクアウト!!**



本ホームページは（公社）調布青年会議所と調布市との共催事業です

※ 商品券を利用できる店舗は、随時更新します。  
上記ホームページでご確認ください。

※ 商品券を利用できる書店・文具店は、同封のリストをご覧ください。





## よくある質問と回答

**Q1** どのようなお米が届きますか？

A1 小中学校や保育園で提供されているお米です。

**Q2** お米はどのような形で配達されますか？

A2 1袋5kgとなっています。  
例えば対象のお子様3人の場合は、3袋15kgを配達します。

**Q3** お米はどこから配達されますか？

A3 市内米店から直接お届けします。

**Q4** 配達の時不在だった場合はどうなりますか？

A4 ご不在の場合は不在票を投函しますので、直接米店にご連絡ください。再配達のご希望を確認させていただきます。

**Q5** アレルギー等でお米の受け取りを辞退したいのですが？

A5 辞退される場合は、担当課へご連絡いただいた後、必要書類（辞退届）を送付します。その時に同封してあります返信用封筒に辞退届を同封して返信願います。

**Q6** お米を辞退した場合、代わりの物の支援はありますか？

A6 お米の受け取りを辞退された場合の代替品はありません。

# 青年総合相談 オンラインセミナー

コロナ禍で家庭で過ごす機会が増えたことに伴い、家族とのコミュニケーションについて悩まれている方に、円滑なコミュニケーションの方法やコツなどを紹介します。

1/30(土)

14:00-15:00

無料

【対象】市内在住・在勤・在学の19~29歳の方、またはその親族

【内容】家族でコミュニケーションをとる時のコツについて、講師とファシリテーターの対談(50分)、質疑応答(10分)

【講師】青年総合相談員(NPO法人育て上げネット)

【申込み】問合せ先までご連絡のうえ、参加希望者全員の住所・氏名・年齢(相談対象の方)を記入して、電子メール(jidou02@city.fuchu.tokyo.jp)でお申し込みください。

## 参加に当たっての注意事項

- ☑オンライン参加用URLは参加者にメールで通知します。
- ☑配信は、Microsoft Teamsを予定しています。あらかじめ安定したインターネット環境をご準備のうえ、接続できるパソコンやタブレット端末等のご用意をお願いします。また、スマートフォンからご視聴される場合は、事前にMicrosoft Teamsアプリ(無料)をインストールする必要があります。
- ☑質問はMicrosoft TeamsのQ&A機能を使います。  
質問内容は配信者にもみ送信され、他の視聴者が閲覧することはできません。
- ☑配信時間の都合上、全てのご質問にお答えできない場合がありますのでご了承ください。



【問合せ】府中市子ども家庭部児童青少年課 TEL:042-335-4427 FAX:042-365-9983

# 若者の相談窓口を紹介する ポータルサイト『若ぽた』

## ■若ぽたとは？

○ 悩みや困難を抱える若者やその家族への支援を行っている、都内の相談窓口を総合的に集約したポータルサイトです。悩みや困難に応じた相談窓口等を、いつでもどこでも簡単に検索することができます。

悩みや困難の一例) 「仕事や勉強、職場や学校の人間関係に関して悩んでいる」  
「非行に走った子供の立ち直りを支援してほしい」  
「ひきこもりの状態から脱出したい」等

### POINT1

- ・相談したい内容
  - ・身近な地域
  - ・キーワード
- で相談窓口を検索可能！

(相談したい内容(例))

- ・子育て、子供の発達
- ・こころの悩み
- ・不登校、いじめ
- ・仕事 ・ひきこもり
- ・非行からの立ち直り 等



### POINT2

検索でヒットした相談窓口を表示  
⇒ご自身の状況等に合った相談窓口が見つかります。

### POINT3

具体的な支援内容 のほか、  
主な相談事例 等を掲載！

若ぽた画面イメージ

ぜひ若ぽたにアクセスください！

URL : <https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/>

※PC、スマートフォンからアクセス可能です。



東京都都民安全推進本部  
総合推進部若年支援課  
☎03-5388-3172